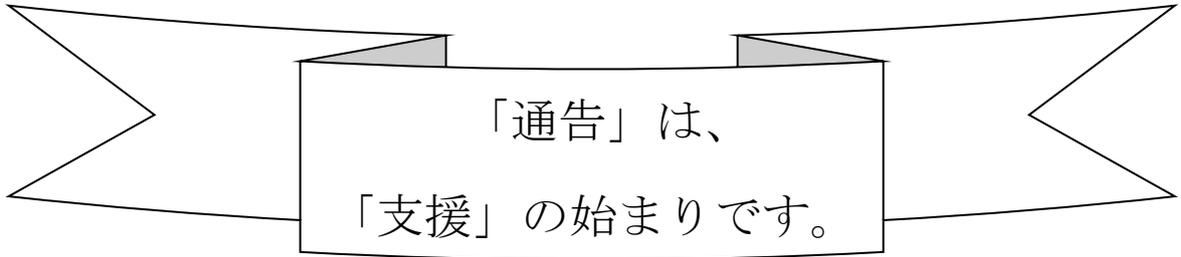


熊本市こども虐待防止ハンドブック



熊本市



「通告」は、
「支援」の始まりです。

このハンドブックは、日頃から地域などで子どもと関わる機会が多い関係機関の方々に活用していただくことにより、子どもの虐待を早期に発見し、早期に対応を図るために作成しています。

はじめに

熊本市では、平成12年10月に県中央児童相談所、警察署、民生委員・児童委員協議会及び市関係各課など35関係機関からなる「熊本市児童虐待防止ネットワーク連絡会」を立ち上げ、その後、平成18年6月には同ネットワークを改編し、37構成機関からなる「熊本市要保護児童対策地域協議会」（以下、「要対協」という。）を設置しました。以降、要対協では、虐待を防止するための様々な活動を展開し、要保護児童等の適切な保護及び支援を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行い、関係機関の円滑な連携・協力を行ってきました。

本ハンドブックは、平成25年9月に東区で発生した当時15歳の児童の一部白骨化した遺体が見つかるという事例を重く受け止め、再発防止策の一つとして、関係機関のより一層の連携を図り、虐待等に迅速かつ適切に対応できるよう平成27年3月に作成されたものです。

その後、およそ9年が経過し、その間も虐待防止への取組については、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律が改正されてきたことを受け、今般、本ハンドブックの内容を見直し、児童福祉に携わる関係機関が虐待対応を行う際の指針としてより分かりやすいものとなるよう改訂を行いました。

虐待防止、早期発見・早期対応等、的確な支援のためには、こどもに関わる多くの関係機関の皆様の協力が必要不可欠です。すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、本市一丸となってこどもが安心・安全に暮らせる地域を上げるために、今後のさらなる連携強化をお願いするとともに、適切な支援のために本ハンドブックを役立てていただければ幸いです。

令和7年（2025年）4月
熊本市

目次

はじめに

【基礎編】 こども虐待について

第1章 こども虐待をめぐる動向

- 1 法改正の動き 1
- 2 本市の取組 3

第2章 こども虐待の基本的理解

- 1 こども虐待とは 5
- 2 こども虐待の要因 7
- 3 虐待のこどもへの影響 9

第3章 要保護児童対策地域協議会について

- 1 要保護児童とは 11
- 2 熊本市要保護児童対策地域協議会 11
- 3 熊本市要保護児童対策地域協議会の仕組み 13

【対応編】 通告から対応までの流れ

第1章 こども虐待の早期発見と対応

- 1 こども虐待の発見・観察のポイント 17
- 2 発見時の対応 19
- 3 通告時のポイント 22
- 4 虐待の相談と通告先 25
- 5 保育所・学校等の場合 27
- 6 医療機関等の場合 29

第2章 区・児童相談所における通告後の対応

- 1 区・児童相談所の動き 31
- 2 区の役割・機能 34

3 児童相談所の役割・機能	36
---------------	----

付録 こども虐待の予防と支援

1 子育てに関する情報提供	40
2 妊娠・出産・子育てに関する手続き、相談先について	40
3 子育て応援アプリ	40
4 参考文献	41

<資料編>

資料1 個別ケース検討会議役割分担表	1
資料2 こども虐待連絡メモ	2
資料3 リスクアセスメントシート	3
資料4 熊本市要保護児童対策地域協議会要綱	4
資料5 学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から児童相談所、 区役所保健こども課への定期的な情報提供に関する取扱要領	10
資料6 熊本市こども家庭センターの設置及び運営に関する要綱	17

第1章 こども虐待をめぐる動向

1 法改正の動き

こども虐待に関わる事件は後を絶たず、全国の児童相談所における虐待相談対応件数は、集計を開始した平成2年度から増加の一途をたどっています。児童相談所による緊急かつ高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に身近な子育て相談へのニーズも増大していきました。こうした相談は、市町村の身近なネットワークによる対応が求められることから、平成16年の児童福祉法改正では、市町村も虐待通告先として位置づけられました。その後も、関係法令等が改正され、引き続きこどもの虐待防止対策の強化や支援体制の整備等が図られています。

ここでは、児童福祉法等の関係法令の改正経過と主な内容をまとめています。

■ 関係法令の改正経過と主な内容

- 平成12年5月 児童虐待防止法の成立
 - ・児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）
 - ・住民の通告義務 等

- 平成16年10月 児童虐待防止法・児童福祉法の改正
 - ・児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置する事等も対象）
 - ・通告義務の範囲の拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象）
 - ・市町村の役割の強化（相談対応を明確化し、虐待通告先に追加）
 - ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等

- 平成20年3月 児童虐待防止法・児童福祉法の改正
 - ・国及び地方公共団体の責務の強化（医療の提供体制の整備、重大な被害を受けた事例の分析等の追加）
 - ・児童の安全確認等のための立入調査等の強化
 - ・保護者に対する面会・通信等の制限の強化
 - ・保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化
 - ・要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化 等

- 平成21年4月 児童福祉法の改正
 - ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の子育て支援事業の法定化及び努力義務化
 - ・要保護児童対策地域協議会の機能強化（協議対象を特に支援が必要である児童やそ

の保護者、妊婦に拡大。調整機関に一定の要件を満たす者を配置)

- 里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等

- 平成 24 年 4 月 民法の改正
 - 親権停止（2 年以内）制度の新設
 - 親権喪失制度の要件見直し
 - 施設長等の権限と親権との関係の明確化
 - 複数の未成年後見人を選任することが可能となる 等

- 平成 24 年 4 月 児童福祉法の改正
 - 親権停止及び管理権喪失の審判等について、児童相談所長の請求権付与
 - 施設長等が、児童の監護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定
 - 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定 等

- 平成 28 年 5 月 児童福祉法の改正
 - 児童の福祉を保障するための原理の明確化
 - 家庭養育優先の理念等を規定
 - 親権者によるしつけを名目とした虐待の防止を明記
 - 子育て世代包括支援センターの法定化
 - 市区町村において児童等に対する必要な支援を行うための支援拠点の整備
 - 児童相談所の体制強化 等

- 平成 29 年 6 月 児童虐待防止法・児童福祉法の改正
 - 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与の強化
 - 家庭裁判所による一時保護の審査の導入
 - 体罰禁止を明記
 - 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 等

- 令和 4 年 6 月 児童福祉法の改正
 - 子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、包括的な相談支援等を行う子ども家庭センターの設置
 - 児童の意見聴取等の仕組みの整備 等

- 令和 4 年 1 2 月 民法の改正
 - 懲戒権に関する規定を削除
 - 監護・教育において子の人格の尊重等を旨とする規定を新設

2 本市の取組

- 平成 20 年 4 月、子育てしやすく、こどもたちの健やかな成長を見守る環境づくりに一体的かつ総合的に取り組むために子ども未来局を創設し、要保護児童対策室（児童相談所の開設準備、こども虐待の防止等）、熊本市総合保健福祉センター（ウェルパルクまもと）に子ども総合相談室（育児、成長発達、不登校などこどもに関する相談、子ども・若者総合相談センター）、子ども発達支援センター（発達に関する相談、初期の療育等）を設置しました。
- 平成 22 年 4 月、こども虐待対応に関する専門の機関として熊本市児童相談所を開設、平成 24 年 4 月には本市の政令指定都市移行とともに、各区に保健子ども課が新設され、要保護児童対応を専任とするチームを設置しました。
- 平成 28 年 4 月、同チームを「児童支援班」に改編し、体制を強化しました。児童支援班は、こども虐待のハイリスク者や要保護児童等に関する他機関との情報共有、訪問等のアプローチなど、これまで母子保健で培ったスキルを虐待予防に活用し支援を実施してきました。また、同年からは、妊産婦や乳幼児等に対して、切れ目ない支援を提供するために「子育て世帯包括支援センター」を設置し、妊産婦・乳幼児等の状況把握、専門家による相談対応、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行ってきました。その他、保健子ども課内では、児童支援班の他、妊婦健診を主に担当する健康増進班、校区担当保健師が地域の母子保健活動を担当する地域健康班、子ども医療費・児童手当・児童扶養手当・保育所入所手続き等を行う子ども班を設置しており、これまで幅広い行政情報を活用しながら支援を行ってきました。
- 令和 2 年 4 月、こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担うため、児童支援班のさらなる体制強化を行い、各保健子ども課に「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。合わせて、地域のこども、家庭の福祉の向上を図ることを目的として「児童家庭支援センター」を設置し、こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、区役所の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助等を行っています。その他、保護を要するこども又はその保護者に対する指導を行うとともに、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等、総合的な取組を行っています。
- 令和 5 年 4 月、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ること

ができる社会の実現を目的にこども基本法が公布されました。本市においても家庭や地域とともに切れ目のなく子育てを支援し、こどもの最善の利益を確保することを目的として「こども局」が創設されました。また、同法の中で、『「こども」とは、心身の発達の過程にある者』と新たに定義されたことを受け、市の組織や公の施設、会議体等の名称等に使用されている「子ども」「子供」の表記についても「こども」へ統一されました。

- 令和6年4月、令和4年児童福祉法改正を受けて、保健こども課内に「こども家庭センター」を設置しました。これまで同課内に設置していた「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、より一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施するため、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としています。

第2章 こども虐待の基本的理解

1 こども虐待とは

虐待は、こどもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与える、こどもに対する最も重大な権利侵害になります。虐待の対応に際しては、常にこうした認識に立ち、「こどもの権利擁護」を図るよう努めることが求められます。保護者の意図の如何によらず、こどもの立場から、こどもの安全と健全な育成が図られているかどうかに着目して判断すべきです。たとえ、保護者が子育てに一生懸命であったとしてもこども側にとって有害な行為であれば虐待になります。

また、令和4年に改正された民法において、① 親権者による懲戒権の規定を削除するとともに（民法822条）、② 親権者は、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰等の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないものとする（民法821条）と規定されたことにも留意することが必要です。

（1）こども虐待の定義

児童虐待防止法においては、殴る、蹴るなどの身体的暴行や、性的暴行によるものだけでなく、心理的虐待やネグレクトも含むものであることを明確に定義しています。

児童虐待防止法（令和4年法律第104号）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

虐待の種類は概ね次の4タイプに分類されますが、多くの事例においては、いくつかのタイプの虐待が複合していることに注意しなければなりません。

	具体的な例
身体的虐待	打撲傷、あざ（内出血）、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、溺れさせる、意図的に病気にさせるなどの行為など。
性的虐待	子どもへの性交、性的行為の強要（教唆を含む）。子どもに性器や性交を見せる。子どもをポルノグラフィーの被写体にするなどの行為など。
ネグレクト	食事を与えない、ひどく不潔にする、家や車に放置する、病気なのに病院に連れて行かない、子どもの意思に反して学校等に登校させない、子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない、子どもにとって必要な情緒的欲求に Corresponding していない（愛情遮断など）、祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が身体的虐待、性的虐待、心理的虐待の行為を行っているにもかかわらず、それを放置するなど。 ※親がパチンコに熱中したり、買い物をしたりするなどの間、乳幼児等の低年齢の子どもを自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児等の低年齢の子どもだけを家に残したために火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意。
心理的虐待	極端に無視する、言葉で傷つける、他のきょうだいと差別する、心に不安やおびえを与える、子どもの前で夫婦間暴力（DV）を行うなど、精神的苦痛をあたえること。配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言、子どものきょうだいに、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行うなど。

また、虐待よりも広義で、大人から子どもに対する避けたい関わりとして「maltreatment マルトリートメント」という言葉が使われることもあります。

（2）「保護者」及び「監護する」の解釈

児童虐待防止法第2条では、保護者による虐待が定義されていますが、ここでいう「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護、保護している者をいいます。そのため、親権者や未成年後見人であっても、子どもの養育を他人に委ねている場合は保護者ではありません。また親権者や未成年後見

人でなくても、例えば、こどもの母親と内縁関係にある者も、こどもを現実に監護、保護している場合には保護者に該当します。こどもが入所している児童福祉施設の長又はこどもの委託を受けた里親も、こどもを現に監護している者であり、「保護者」に該当します。

「現に監護する」とは、必ずしも、こどもと同居しなくともよいですが、少なくともそのこどもの所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が監護を行う意思があると推定されるものでなければなりません。

(3) こどもに対する虐待の禁止

児童虐待防止法の第3条では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」ことが規定されています。ここでいう「虐待」とは、第2条で規定されている保護者による虐待のみならず、幅広くこどもの福祉を害する行為や不作為を含むものになります。

何人もこどもに対する様々な虐待行為（児童福祉法第34条や児童買春・ポルノ禁止法に掲げる禁止事項や、暴力罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪、強制わいせつ罪等は当然含まれる。）をしてはならないことが規定されています。

なお、保護者以外の者から虐待を受けているこどもについても、保護者がそれを放置した場合も、その保護者によるネグレクトとして、児童虐待防止法にいう虐待に該当し、同法に基づく通告および保護の対象になります。

2 こども虐待の要因

虐待には、様々なタイプがあり、身体的、情緒的、社会的、経済的な要因等が複雑に絡み合って起こると考えられています。個々のケースによっても特徴が異なりますが、それらの要因が複合したときに、虐待へと発展しやすくなるといわれています。

こどもの養育環境が危機的状況にあるのか又はリスク要因がどの程度なのかなどを見極めることが重要です。しかし、それらの要因があるからといって必ずしも虐待につながるわけではありません。適切に判断するためには、リスク要因とともに虐待を発生させることを防ぐことにもなる家族のストレングス（強み）とのバランスを意識してアセスメントすることが重要です。とりわけ、近年の虐待の発生要因は、家族形態の変化、地域のコミュニティからの孤立又は経済的な不安・不況等の世相が加わっての生きづらさの表れであると指摘されています。

従って、特別な家族の問題ということではなく、「いつでもどこでも誰にでも」起こりうるものとして捉えられます。

	具体的な例
保護者側の リスク要因	<ul style="list-style-type: none"> • 妊娠そのものの受容が難しい（望まない妊娠） • 若年の妊娠 • こどもへの愛着形成が十分に行われていない（妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある。こどもの長期入院など） • マタニティブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況 • 性格が攻撃的・衝動的、あるいはパーソナリティ症 • 精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等 • 保護者の被虐待経験 • 育児に対する不安（保護者が未熟等）、育児の知識や技術の不足 • 体罰容認などの暴力への親和性 • 特異な育児観、脅迫的な育児、こどもの発達を無視した過度な要求など
こども側の リスク要因	<ul style="list-style-type: none"> • 乳児期のこども • 未熟児、障がい児、多胎児 • 保護者にとって何らかの育てにくさを持っているこども など
養育環境の リスク要因	<ul style="list-style-type: none"> • 経済的に不安定な家庭 • 親族や地域社会から孤立した家庭 • 未婚を含むひとり親家庭 • 内縁者や同居人がいる家庭 • 子連れの再婚家庭 • 転居を繰り返す家庭 • 保護者の不安定な就労や転職の繰り返し • 夫婦の不和や配偶者からの暴力（DV）等不安定な状況にある家庭など
その他虐待 のリスクが 高いと想定 される場合	<ul style="list-style-type: none"> • 妊娠の届出が遅い、親子（母子）健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診、乳幼児健康診査未受診 • 飛び込み出産、医師や助産師の立ち合いがない自宅等での分娩 • きょうだいへの虐待歴 • 関係機関からの支援拒否 など

3 虐待の子どもへの影響

繰り返しになりますが、虐待は子どもに対するもっとも重大な人権侵害となります。その影響は、虐待を受けていた期間、虐待の態様、子どもの年齢や性格等によりさまざまですが、子どもの心身に深い影響を残し、その回復のためには長時間の治療やケアが必要となる場合があります。

(1) 身体的影響

- ・ 打撲、切創、熱傷など外から見てわかる傷、骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血などの外から見えない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長などが見られます。
- ・ 愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもあり、こうした子どもは、一時保護された後の短期間で大幅な身長伸びや体重増加を示すことがあります（キャッチアップ現象）。
- ・ 身体的虐待が重篤な場合には、死に至ったり、重い障がいが残る可能性があります。

(2) 知的発達面への影響

- ・ 安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習に向かうことができなかったり、ネグレクトの状態では養育されることで、学校への登校もままならない場合があります、もともとの能力に比しても知的な発達が十分に得られないことがあります。
- ・ 保護者が子どもの知的発達にとって必要なやりとりを行わなかったり、逆に年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をする場合には、その結果として子どもの知的発達を阻害してしまうことがあります。

(3) 心理的影響

(ア) 対人関係の障害

子どもにとって最も安心を与えられる存在であるはずの保護者から虐待を受けることにより、子どもは欲求を適切に満たされることのない状態となり、そのために、子どもは、愛着対象（保護者）との基本的な信頼関係を構築することができなくなり、結果として他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となり、対人関係における問題を生じることがあります。

(イ) 低い自己評価

子どもは、自分が悪いから虐待されるのだと思ったり、自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じたりすることがあり、そのため自己に対する評価が低下し、自己肯定感を持っていない状態となることがあります。

(ウ) 行動コントロールの問題

保護者からの暴力を受けたこどもは、暴力で問題を解決することを学習し、学校や地域で粗暴な行動をとるようになることがあります。そのために攻撃的・衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動する場合があります。

(エ) 多動

虐待的な環境で養育されることは、こどもを刺激に対して過敏にさせることがあり、そのために落ち着きのない行動をとるようになることがあります。ADHD（注意欠陥・多動症）に似た症状を示すため、その鑑別が必要となる場合があります。

(オ) 心的外傷後ストレス症

受けた心の傷（トラウマ）は適切な治療を受けないまま放置されると将来にわたって心的外傷後ストレス症（PTSD）として残り、思春期等にいたって問題行動として出現する場合があります。

(カ) 偽成熟性

大人の顔色を見ながら生活することから、大人の欲求にしたがって先取りした行動をとるような場合があります。さらには、精神的に不安定な保護者に代わって、大人としての役割分担を果たさなければならないようなこともあり、ある面では大人びた行動をとることがあります。一見よくできたこどもに思える一方で、思春期等に問題が表出してくることもあります。

(キ) 精神的症状

反復性のトラウマにより、精神的に病的な症状を呈することがあります。例えば、記憶障害や意識がもうろうとした状態、離人感等が見られることがあり、さらには強い防衛機制としての解離が発現し、まれには解離性同一性症に発展する場合があります。

また、こどもにとって「安全・安心」が守られていない環境は、将来にわたってこどもの心や体の健康を損なう可能性があることが科学的にも証明されています。

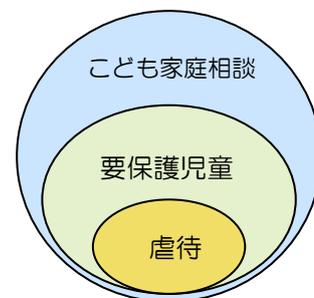
第3章 要保護児童対策地域協議会について

1 要保護児童とは

児童福祉法第6条の3第8項に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」であり、虐待を受けたこどもに限らず、非行児童、不登校児童なども含まれます。

また、後述する要保護児童対策地域協議会では、「要保護児童」の他、「要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）」と「特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）」を合わせて、「支援対象児童等」とし、支援の対象としています。

ここでいう「児童」とは、18歳未満のすべてのこどもを指します。なお、法令等においては、年少者を表すものとして、新生児・乳幼児・児童・生徒・学生等その定義や対象年齢は各法令等によって様々であり、これまで特段の定義がなされていませんでしたが、令和4年（2022年）6月に公布された「こども基本法」において、「『こども』とは、心身の発達の過程にある者」と新たに定義されたことを受けて、本ガイドブックでも法令の規定以外は「こども」と表記します。



2 熊本市要保護児童対策地域協議会

(1) 設立主旨

虐待を受けているこどもの早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がそのこどもや保護者等に関する情報や考え方を共有し、きめ細かな連携の下で対応していくことが重要になります。そのため、平成16年の児童福祉法改正により、多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するために、虐待を受けたこどもをはじめとする要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う「要保護児童対策地域協議会」が法的に位置づけられました。

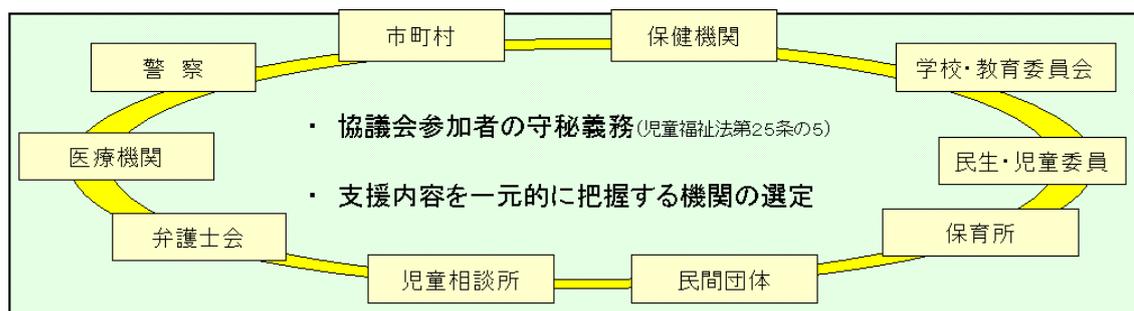
本市においても、平成18年6月に「熊本市要保護児童対策地域協議会」（以下「要対協」という。）を設置し、児童福祉法第25条の2第4項の規定により、こども家庭福祉課は市全体の「調整機関」として、代表者会議の事務局及び関係機関との連絡調整に努めています。また、区保健こども課（以下、「区」という。）は実質的な要対協の調整機関として、各区の支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関の調整を行い、関係機関と情報や援助方針を共有しながら支援につなげています。

(2) 構成機関

要対協の構成機関（者）は児福法第 25 条の 2 第 1 項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」であり、本市においても下の図に示されている機関等によって構成されています。ただし、これに限らず、実情に応じて幅広く参加させることが可能です。

図 要保護児童対策地域協議会の運営のイメージ

引用：要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）スタートアップマニュアル



(3) 運 営

要対協は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行います（児童福祉法第 25 条の 2 第 2 項）。

(4) 要保護児童対策地域協議会の構成員の守秘義務について

要対協は、保護を要することも等に関する情報の交換や支援の内容に関する協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるとされています（児童福祉法第 25 条の 3）。

要対協の構成員以外の関係機関等と要対協の構成員の間で双方向の情報の交換等を行うことが見込まれる場合には、協力要請時に、守秘義務が課せられる要対協の構成員となることについても要請します。なお、医師や地方公務員等については、他の法令により守秘義務が課せられていますが、要保護児童の適切な保護を図るために、この規定に基づき情報を提供する場合には、基本的にはこれらの法令による守秘義務に反することとはならないものと考えられます。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、②第三者に個人データを提供してはなら

ないこととされています（同法第 16 条及び第 23 条）。

しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、要対協の構成員が、児童福祉法第 25 条の 3 に基づく協力要請に応じる場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにはなりません。

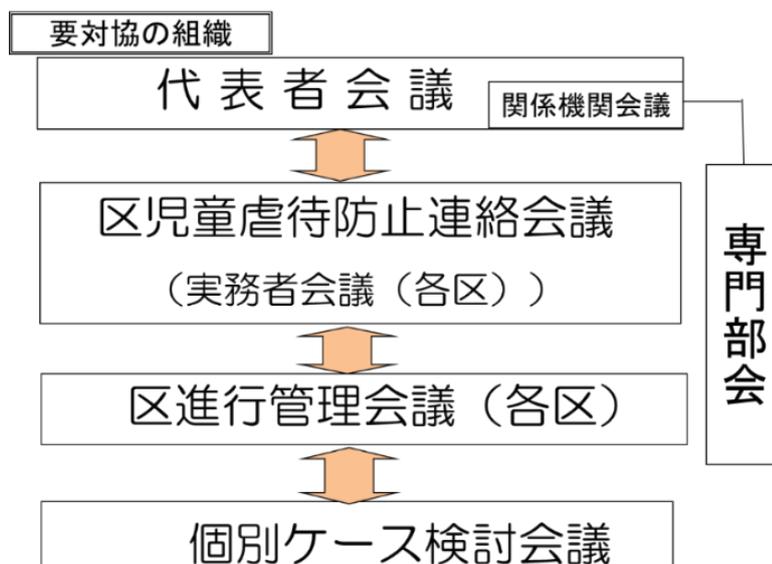
要対協の取り扱う情報に関する法的位置付け

- 要対協の構成機関内における情報共有は、守秘義務違反にならない。（児童福祉法第 25 条の 2 第 2 項）
- 要対協は必要に応じて、要対協に構成されていない機関等に対しても、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。（児童福祉法第 25 条の 3）
- 要対協の構成員は要対協で知り得た情報を漏らしてはいけない。（児童福祉法第 25 条の 5）
- 守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金。（児童福祉法第 61 条の 3）

3 熊本市要保護児童対策地域協議会の仕組み

(1) 組織

要対協は、代表者会議、区児童虐待防止連絡会議（実務者会議）、区進行管理会議及び個別ケース検討会議によって組織されています。また、要対協には専門部会を置くこともできます。



(2) 代表者会議（熊本市要保護児童対策地域協議会要綱第7条）

要対協の構成機関等の代表者で構成し、要保護児童等への支援活動が円滑に機能するよう、年に1回以上開催し、要保護児童等の支援に関するシステムや要対協の年間活動方針等について協議します。構成機関の代表者は、要対協の運営が円滑に機能するよう、情報提供や研修等を実施する等構成員の理解の増進に努めてください。代表者会議の事務は、こども家庭福祉課が担当します。

(3) 区児童虐待防止連絡会議（実務者会議）（同要綱第8条）

要対協の構成機関等の各区実務担当者で構成し、定例的な情報交換や困難な事例への対応の検討、各区の活動方針に関する協議、研修等を実施します。区児童虐待防止連絡会議（実務者会議）は、区ごとに開催し、各区で年に1回以上開催します。区児童虐待防止連絡会議（実務者会議）の事務は、区保健こども課（以下、区という。）が担当します。

(4) 区進行管理会議（同要綱第9条）

各区において受理した、区内の全ての支援対象児童等ケースについて、ケースの見落としを防ぎ、幅広い観点から多角的に見立てることを目的とした進行管理を行う会議を定期的（1ケースにつき3か月ごと）に開催します。区進行管理会議の事務は、区が担当します。

(5) 個別ケース検討会議（同要綱第10条）

個別のケースについて、そのケースに直接関わりのある関係機関及び今後関わる可能性のある関係機関の担当者と構成し、ケースに対する具体的な支援の内容等を検討します。

① 開催時期

- ・ケースに対応している機関が「単独機関では対応困難」と判断した時
- ・ケースが複雑で多機関の連携が必要と判断した時
- ・改善が見られない時

② 参加機関

- ・ケースに直接関わっている関係機関（者）、以前ケースに関係し、今後、事例との関わりを持つ可能性がある機関（者）

③ 召集方法

- ・ケースの主担当機関となる区又は児童相談所が主催します。いつ・どこで・どの機関を召集するのかを主担当機関が事前に検討し、参加が必要と思われる機関を召集します。各構成機関で個別ケース検討会議開催についての意見がまとまらない場合は、ケースの主担当が機関調整を行います。

・援助機関等は、事前に連絡窓口の担当者を決めておきます。

④ 会議の流れ

・会議では、情報を共有し、連携して組織的かつ継続的に対応します。

<参考>

個別ケース検討会議の流れ（初回）		
会議のステップ	内 容	留 意 事 項
ステップ1 開会	① 司会者があいさつ ・相談通告の受理、会議開催までの説明 ・資料の説明 ・会議の流れと時間の確認 ・守秘義務の確認 ② 出席者の紹介	◇守秘義務、資料の取扱いについて確認
ステップ2 情報共有	③ これまでの経過について各関係機関から報告 ・関係機関からの追加説明 ・ケース理解のための質疑応答等	◇新たに加わった情報や状況の変化を整理する ◇それぞれの情報がどのように関連しているか現状を正確に捉える ◇世帯の強みにも注意する
ステップ3 課題の明確化	④ 状況の明確化と共有 ・検討内容を焦点化する ・質疑応答 ・課題が何か再度検討していく ・世帯の強み及び課題、目標を確認し決定する	◇これまでの支援を振り返り（評価）しながら課題・論点を整理する ◇原因究明よりも現実的な解決に向けた検討を中心とする
ステップ4 対応と役割分担	⑤ リスク軽減のためのアプローチの検討 ・どういったことから、問題が軽減されるか ・もっとも実現できそうなものは何か ・優先順位、短期目標、長期目標は何か ・援助方針の決定 ⑥ 利用できる強みや社会資源についての検討	◇課題としてあげられたことについて、どの機関が何を目的に対応するか明らかにする ◇できるだけ課題は具体的にし、必要に応じて方法と期限も設定する ◇会議の場以外でも、定期的に情報を交換する

	<p>⑦ 役割分担の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主担当機関及び主援助機関の確認 ・ 各機関の役割の確認 	
<p>ステップ5 今後の援助方針 の確認</p>	<p>⑧ 今後の支援の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の決定事項の確認 ・ 情報集約及び緊急対応の連絡先の確認 <p>⑨ 次回の会議開催（の目安）の決定</p>	<p>◇ 終了に向けての段階に入ったことを告げ、追加発言等あるか確認</p> <p>◇ 記録した決定事項について求めに応じて後日清書を関係機関に提供する</p>
<p>ステップ6 役割分担の 再確認 (会議終了後)</p>	<p>⑩ 記録の作成、課内報告（主担当機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議録を作成し、決裁 <p>⑪ 役割分担表の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「個別ケース検討会議役割分担表〈資料編 P1〉」を作成し、主担当機関が参加機関へ配布 	<p>◇ 主担当機関の変更、援助機関の役割等について、役割分担表に具体的に記載し、参加機関は、再度役割分担を確認する。</p>

第1章 こども虐待の早期発見と対応

1 こども虐待の発見・観察のポイント

虐待は未然に防ぐことが第一ですが、これが困難な場合は、できるだけ早く発見し、対応することが必要です。虐待ではないかと疑いを持った場合は、確信が持てなくても、区又は児童相談所に連絡することが大切になります。

こどもや保護者の様子について、一般的には次の点に注意が必要になります。

(1) こどもの様子

参照：「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」 文部科学省 令和2年6月改訂版

- 原因のはっきりしていないケガをしている（傷跡やあざ、やけどの跡など）
- 発育や発達の遅れ（低身長・低体重、体重減少、歩行や言葉の遅れ等）
- 表情が乏しく元気がない、極端に無口
- 持続的な疲労感、無気力
- 落ち着きがない、警戒心が強い
- 衣服が季節に適していない、衣服や身体が非常に不潔である
- 食べ物への執着が強く、過度に食べる
- 家に帰りたがらない、あるいは家出を繰り返している
- 養育者と離れると安心した表情になる
- 性的なことで過度に反応したり、不安を示したりする 等

(2) 保護者の様子

- こどものケガなどについて不自然な状況説明をする
- 養育態度が過度に厳しい、年齢不相応な要求がある
- 人前でこどもを厳しく叱る・叩く
- 感情や態度が変化しやすい、イライラしている
- 育児に対する常識のなさ、偏った育児の知識、養育能力の問題がある
- 家庭訪問・懇談などのキャンセルが多い
- 夫婦関係や経済状態が悪い
- 理由のわからない頻繁な転居がある
- 地域や親族と交流がなく、孤立している 等

(3) 身体的虐待と不慮の事故による外傷とを見分けるために必要な基礎知識

① 外傷の部位

基本的には、不慮の事故による外傷は骨張っているところ、例えば、額・鼻・顎・肘・膝など皮膚の直下に骨があって脂肪組織が少ない場所に生じやすく、虐待による外傷は臀部や大腿内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、頸部や腋窩などの引っ込んでいるところ、外陰部などの隠れているところに起こることが多いとされています。

また、子ども本人や保護者の受傷原因の説明と矛盾する外傷は、身体的虐待を強く疑う必要があります。

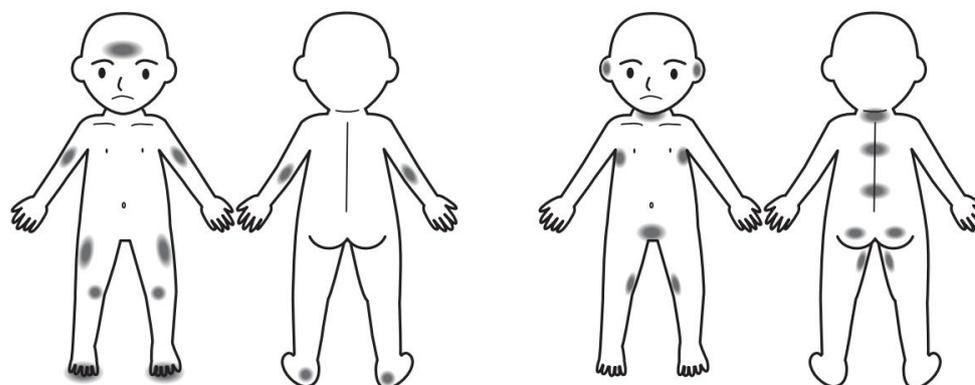
② 時間経過に伴う挫傷の色調変化

受傷原因の説明と外傷との矛盾を見極めるためには、時間経過に伴う挫傷（打撲傷）の色調変化を知っておくことが重要です。外傷の重症度や受傷部位によって誤差はありますが、基本的には下記の通りです。

外傷の発生時期に関する説明が下記の目安とあまりにもかけ離れているときは、虐待を疑う必要があります。

時間経過	挫傷（打撲傷）の色調変化
受傷直後の挫傷	「赤みがかった青色」
1日～5日後	「黒っぽい青から紫色」
5日～7日後	「緑色」
7日～10日後	「緑がかった黄色」
10日以上	「黄色っぽい茶色」
2週間～4週間	「消退」

③ 身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違



〈事故でけがをしやすい部位〉

〈虐待によるけがが多い部位〉

2 発見時の対応

(1) 虐待を発見したときの注意点

■ 虐待あるいは虐待しそうな保護者に対して否定的なイメージを持たない

虐待は特別な個人の問題というよりも、様々な社会的要因が重なって発生しており、決して他人事ではなく、誰にでも起こり得ます。

虐待を起こしている家族に対して「悪いイメージ」を持ったり、非難することは、その家族を追い詰めることにもつながります。また、それは支援者からの介入を保護者が拒むきっかけにもなり得ます。

■ 保護者を罰することよりも、こども・家族への援助を優先する

虐待の通告の目的は、虐待をしている保護者を罰することではありません。こどもの健やかな成長や発達を育むため、保護者に虐待をしないように働きかけ、こどもとの関係を修復していくための援助の出発点になります。

最も大切なことは、その家族にとって、どのような援助が必要であるのか、こどもと保護者を取り巻く関係者と一緒に考え、支援していくことになります。

■ ひとりだけで解決しようとしな

問題が大きく深刻にならないようにするためにも、早期に発見し、早い段階から虐待対応の専門機関と協力して対応していくことが重要です。特に、通告者（発見者）が団体組織に所属している場合は、「組織で対応」することが重要です。児童相談所等の関係機関と継続的に連携して対応するには、初期段階から管理職のリーダーシップのもと、組織として対応することが重要です。

※この時、組織や上司に「要対協」への理解がなくてはなりません。構成機関の代表者等は、代表者会議や区ごとの実務者会議等を通し、要対協の現状を報告してください。

■ 多機関と連携・情報共有化し援助を行う

関わり方など不明なことや個別ケース検討会議が必要と思われるときは積極的に、区または児童相談所に相談します。また、区や児童相談所から調査依頼があった場合は協力をお願いします。個別ケース検討会議が開催される場合は積極的に参加するようにしてください。

(2) 初期対応として

① 虐待の判断

- ・ 虐待をひとりで対処するのは非常に困難です。虐待を発見したり、疑ったりしたら、一人で抱え込まず、組織に所属している場合はすぐに管理職に相談・報告します。
- ・ 管理職は、現場から相談・報告を受けた場合は、通告の義務があることを十分に認識し、速やかにそのこどもに関わる関係者等から、現時点での情報を収集するよう指示、あるいは協力して情報収集にあたるなど、組織としての対応を進めます。

② 速やかな通告とこどもの安全確保

- ・ まずはこどもの生命、身体の安全を確保することが大切になります。こどもの生命、身体の安全を守るため一刻を争う場合には、警察に通告（110 番通報）してください。また、後述するフロー図を参考に、重度以上の虐待である場合やこどもが保護を求めているときは、直ちに児童相談所に連絡してください。
- ・ 受傷状態がひどい時には医療機関での受診を優先させ、緊急時には救急車を手配します。
- ・ 性的虐待が疑われる場合は、短時間で（原則的にはその日のうちに）こども本人の身柄を安全に確保し、性被害の事実についての初期調査を実施することが重要なため、児童相談所に連絡してください。

<記録する際のポイント>

- ・ 虐待を疑った時から、記録を残しておきます。とくに、こどもに傷やあざ等がある場合は、気づいた時に傷の状況をスケッチ（写真）やメモで詳細に記録します。
- ・ 登園、登校時に外傷等に職員が気づき、保護者に確認できそうな場合には、「痛そうですね」「病院には行きましたか」など、柔らかい口調で受傷原因や手当の状況等を尋ねます。
- ・ こども自身に外傷について尋ねる際は、誘導にならないよう「どんなふうに怪我したの？」などとオープンクエスチョン形式で尋ねます。
- ・ いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのようにということを、できるだけ正確に詳しく記録します。「落ち着きがなかった」等の印象だけよりも、こどもがどんな言葉を使っていて、どんな様子を見てそう感じたかをもとに具体的に記しておきます。

※記録をする際には、事実と推測を混同しないように注意してください。



(3) 「通告義務」とは

■ 虐待を発見した人には通告の義務があります

児童福祉法第 25 条では、「要保護児童を発見した場合は連絡しなければならない。」また児童虐待防止法（第 6 条）では、国民は「虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は連絡しなければならない」と定めています。これを「通告」といいます。

特に、学校や児童福祉施設、病院などの職員については、児童虐待防止法第 5 条において、「学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」と規定されています。

虐待の有無を判断するのは児童相談所等であることを踏まえ、虐待の確証がないことや保護者との関係悪化等を懸念して通告をためらってはならず、こどもの安全を最優先とし、早期対応の観点から区又は児童相談所に通告することが重要です。なお、通告後の調査で虐待の事実はなかったとしても責任は問われません。

(4) 誰から「通告」があったかについて、秘密はかたく守られます。

児童虐待防止法第 7 条において、「市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知りえた事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」と規定されています。これは、虐待を行っている保護者に対して、通告をしたことが漏れることを懸念し、通告を躊躇することがあってはならないとの趣旨から設けられています。

区・児童相談所においては、保護者に虐待を告知する際にはこどもの安全を第一とするとともに、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合には、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待の防止等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する児童虐待に係る通告を行った者をいう。）は明かせない旨を伝えます。

ただし、保育所や学校等からの通告においては、地域、近隣住民あるいは家族、親族からの相談とは異なり、通告をした機関として特定される可能性が高いため、保護者に対する対応方法について、区・児童相談所と綿密に事前協議を行うことが重要です。

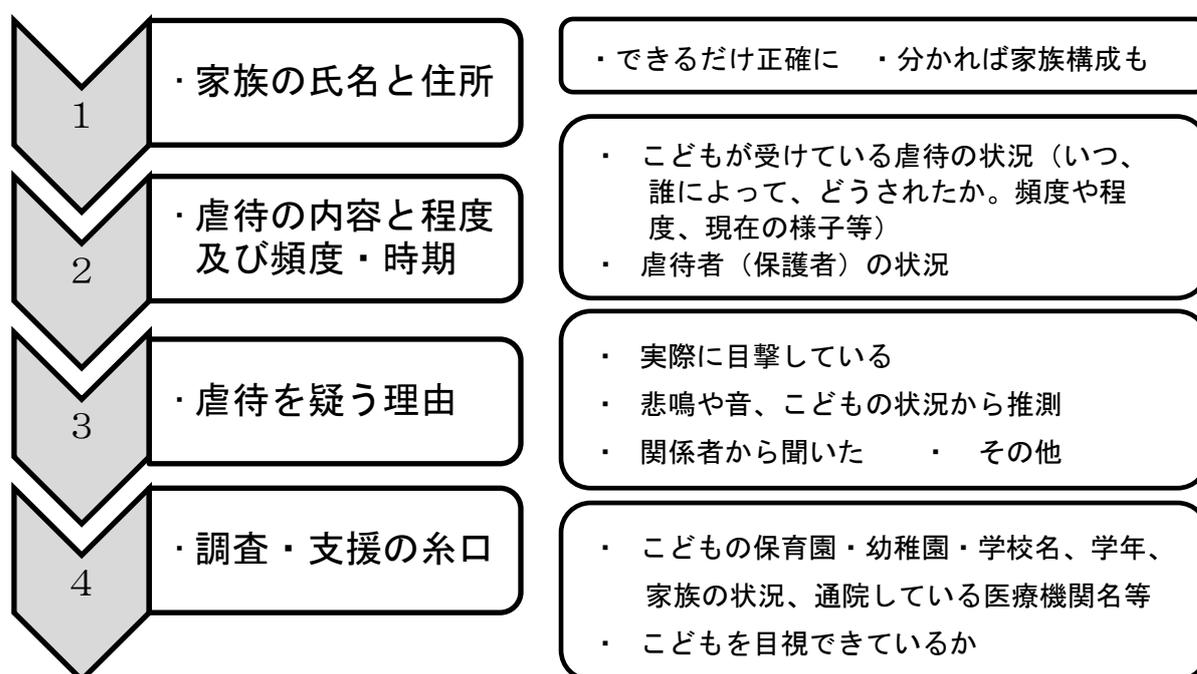
また、学校等が保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、即座に教育委員会に連絡すると同時に、教育委員会と連携して速やかに児童相談

所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討すること等が重要です。

※具体的な、学校等における虐待対応の実践については、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省 令和2年1月23日）も参考にしてください。

3 通告時のポイント

通告するときは、情報わかる範囲の情報を客観的に伝えましょう。



- 次ページの「こども虐待連絡メモ」、「リスクアセスメントシート」は、通告する際の内容の整理にお使いください。
- なお、リスクアセスメントシートにおいて、重度以上の場合は、躊躇なく児童相談所および警察に通告する必要があります。また、これを保護者でない、他の者が行なっていることを保護者が放置していても同じ重症度判断とします。

こども虐待連絡メモ

※通告する場合、内容の確認用にお使いください。

通告者	所属・職名		氏名	
	電話番号	①	②	
	住所			
こども	ふりがな 氏名		男 女	生年 月日
				年 月 日 (歳 ヶ月)
	就学状況等	(担任名)		
	住所	(電話)		
保護者	氏名	(父)	歳	(母)
	職業等			歳
【現在までの経過】			【家族構成】	
【虐待の具体的内容】(いつから、誰によって、どうされたか。頻度や程度、現在の様子)				
【連絡意図】			【備考】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの保護 ・ 対処方法を相談したい 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査、対応依頼 	

リスクアセスメントシート				記入日 年 月 日		
氏名				担当者		
虐待の種類	(主◎ 副○) 身体・ネグレクト・心理・性的					
子どもの年齢	歳	か月	(生年月日)	年	月 日	
主な虐待者						
1. 虐待の頻度 ☆	ほぼ毎日 ・ 3日に1回程度 ・ 週1回程度 ・ 月1回程度					
生命 (最重度)	<input type="checkbox"/> 頭部外傷 <input type="checkbox"/> 首締め <input type="checkbox"/> 骨折あり <input type="checkbox"/> 脱水症状 <input type="checkbox"/> 恐怖心をあおりトラウマ反応がある	<input type="checkbox"/> 乳幼児を投げる <input type="checkbox"/> 踏みつける <input type="checkbox"/> 水につける <input type="checkbox"/> 乳幼児を医療受診させない <input type="checkbox"/> こどもとの性交	<input type="checkbox"/> 逆さ吊り <input type="checkbox"/> 頭部を殴る蹴る <input type="checkbox"/> 栄養失調 <input type="checkbox"/> 乳幼児の長時間放置 <input type="checkbox"/> 性的暴力	<input type="checkbox"/> 布団蒸し <input type="checkbox"/> 熱湯をかける <input type="checkbox"/> 衰弱 <input type="checkbox"/> 将来まで心に傷を負わせる強迫		
重度	<input type="checkbox"/> 医療を要する外傷 <input type="checkbox"/> 自殺の強要 <input type="checkbox"/> 給食以外食べていない	<input type="checkbox"/> 打撲 <input type="checkbox"/> 性的行為の強要 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 火傷 <input type="checkbox"/> 著しく不衛生 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 幼児の打撲 <input type="checkbox"/> 異臭がある		
中度	<input type="checkbox"/> 慢性的あざや傷跡 <input type="checkbox"/> 殺してやる <input type="checkbox"/> こどもが夜出歩く	<input type="checkbox"/> 物で叩く <input type="checkbox"/> 学校に登校させない <input type="checkbox"/> 生まれてこなければよかった	<input type="checkbox"/> ボルログラフィーの被写体等の強要 <input type="checkbox"/> 生活環境不良で改善なし <input type="checkbox"/> 死んでしまえ	<input type="checkbox"/> 執拗に体に接触 <input type="checkbox"/> 放置		
軽度	<input type="checkbox"/> 傷跡が残らない暴力 <input type="checkbox"/> 異常に怒鳴られてる <input type="checkbox"/> 夜間こどもだけの留守番が多い	<input type="checkbox"/> 正座の強要 <input type="checkbox"/> 極端な兄弟間の差別 <input type="checkbox"/> 極端な家事の強要	<input type="checkbox"/> 部屋に閉じこめる <input type="checkbox"/> 塾や成績の極端な無理強い <input type="checkbox"/> 健康問題が生じない程度のネグレクト	<input type="checkbox"/> かわいく思えない <input type="checkbox"/> 性器や性交を見せる <input type="checkbox"/> 面前DV		
疑い	<input type="checkbox"/> 重症度に関わらず虐待の疑いがあるもの					
項目	チェックの視点	チェックの項目	アセスメント			
			該当	やや	非該当	不明
虐待	2 連続性 ☆	<input type="checkbox"/> 繰り返し <input type="checkbox"/> 常習 <input type="checkbox"/> 子を何日も放置する				
	3 虐待歴 ☆	<input type="checkbox"/> 以前に虐待を受け、入院か施設入所となっている。				
4 関係機関からの情報がある		<input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> 保健こども課 <input type="checkbox"/> 保護課 <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園 <input type="checkbox"/> 民生児童委員 <input type="checkbox"/> 近隣 <input type="checkbox"/> 施設・支援事業所				
子ども	5 年齢 ☆	<input type="checkbox"/> 3歳未満(乳幼児)				
	6 身体的状態 ☆	<input type="checkbox"/> 低身長 <input type="checkbox"/> 体重増加不良 <input type="checkbox"/> 発育不全 <input type="checkbox"/> 障害(身体、知的、精神) <input type="checkbox"/> 先天性疾患 <input type="checkbox"/> 持病 <input type="checkbox"/> 極端な肥満 <input type="checkbox"/> 発達障害				
	7 精神的状態 ☆	<input type="checkbox"/> 笑わない <input type="checkbox"/> 表情が乏しい <input type="checkbox"/> 視線が合いにくい <input type="checkbox"/> 言葉の遅れ <input type="checkbox"/> 睡眠リズム <input type="checkbox"/> 抜毛 <input type="checkbox"/> 自傷 <input type="checkbox"/> 引きこもり <input type="checkbox"/> おしゃべり <input type="checkbox"/> 興奮 <input type="checkbox"/> 年齢不相応な性的興味				
	8 性的虐待 ☆	<input type="checkbox"/> 性病 <input type="checkbox"/> 妊娠 <input type="checkbox"/> 疑い				
	9 問題行動	<input type="checkbox"/> 暴力 <input type="checkbox"/> 万引き <input type="checkbox"/> 火遊び <input type="checkbox"/> 喫煙 <input type="checkbox"/> 家出 <input type="checkbox"/> 深夜徘徊 <input type="checkbox"/> 虚言 <input type="checkbox"/> 自傷行為 <input type="checkbox"/> 性的行為 <input type="checkbox"/> 過食異常拒食 <input type="checkbox"/> べたべたする <input type="checkbox"/> 多動 <input type="checkbox"/> 落ち着きなし <input type="checkbox"/> 嘔吐 <input type="checkbox"/> 引きこもり <input type="checkbox"/> 不登校				
	10 意思・気持ち ☆	<input type="checkbox"/> 家に帰りがたらない <input type="checkbox"/> 親を怖がる <input type="checkbox"/> 親を嫌う <input type="checkbox"/> 親の前で萎縮 <input type="checkbox"/> 親が来ても無表情 <input type="checkbox"/> 親の口止めに応じる				
	11 日常的な世話の欠如	<input type="checkbox"/> ひどいオムツかぶれ <input type="checkbox"/> 身体衣類の汚れ <input type="checkbox"/> 異臭 <input type="checkbox"/> 風呂に入れない <input type="checkbox"/> 季節に合わない衣服 <input type="checkbox"/> 朝食を食べていない				
	12 精神状態	<input type="checkbox"/> 鬱的 <input type="checkbox"/> 精神症状 <input type="checkbox"/> 通院したことがない <input type="checkbox"/> 以前通院していた <input type="checkbox"/> 通院できにくい <input type="checkbox"/> 服薬できにくい				
	13 性格的問題	<input type="checkbox"/> 衝動的 <input type="checkbox"/> 攻撃的 <input type="checkbox"/> 偏り <input type="checkbox"/> 共感性欠如 <input type="checkbox"/> 人との関わり嫌い <input type="checkbox"/> 被害的 <input type="checkbox"/> その場逃れ <input type="checkbox"/> 嘘が多い <input type="checkbox"/> 自己中心的 <input type="checkbox"/> 思いこみが激しい <input type="checkbox"/> 自信がない				
	14 被虐待歴	<input type="checkbox"/> 被虐待歴 <input type="checkbox"/> 愛されなかった思い <input type="checkbox"/> 厳しいしつけを受けてきた				
15 アルコール・薬物 ☆	<input type="checkbox"/> アルコールの匂い <input type="checkbox"/> 視線がうつろ <input type="checkbox"/> 会話しにくい <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 依存症					
16 虐待自覚 ☆	<input type="checkbox"/> 問題意識なし <input type="checkbox"/> 体罰容認 <input type="checkbox"/> しつけ主張 <input type="checkbox"/> 虐待隠蔽 <input type="checkbox"/> 虐待者をかばう					
17 子どもへの感情・態度	<input type="checkbox"/> 望まぬ妊娠出産 <input type="checkbox"/> 無関心 <input type="checkbox"/> 極端に可愛がったり突き放したり <input type="checkbox"/> 子をけなす <input type="checkbox"/> 褒めない <input type="checkbox"/> 疎ましい <input type="checkbox"/> 虐待事実の口止め <input type="checkbox"/> こどもの態度や行動を受け入れられない <input type="checkbox"/> 権威的 <input type="checkbox"/> 過干渉					
18 養育意欲能力	<input type="checkbox"/> 意欲なし <input type="checkbox"/> 改善意欲なし <input type="checkbox"/> 能力が低い <input type="checkbox"/> 知的障害(疑い) <input type="checkbox"/> 発達障害					
19 養育知識	<input type="checkbox"/> 若年親 <input type="checkbox"/> 知識不足 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> 期待過剰					
20 援助受入れ	<input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 無視 <input type="checkbox"/> 訪問できず					
家庭環境	21 社会的サポート ☆	<input type="checkbox"/> 地域で孤立 <input type="checkbox"/> 近隣とのトラブル <input type="checkbox"/> 親族とのトラブル <input type="checkbox"/> 相談できる人がいない				
	22 家族問題	<input type="checkbox"/> DV <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 家出 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 再婚 <input type="checkbox"/> 内縁 <input type="checkbox"/> 両親以外の養育者 <input type="checkbox"/> 親の多忙 <input type="checkbox"/> 子だくさん				
	23 子を守る人 ☆	<input type="checkbox"/> 同居人に日常的に子を危険から守る人がいない <input type="checkbox"/> 危険な時子の逃げ場がない				
	24 生活環境	<input type="checkbox"/> 住所不定 <input type="checkbox"/> 転居を繰り返す <input type="checkbox"/> 不衛生 <input type="checkbox"/> 居室内の善しい乱れ <input type="checkbox"/> 借金 <input type="checkbox"/> 失業 <input type="checkbox"/> 生活苦 <input type="checkbox"/> 定職なし <input type="checkbox"/> 働く意志なし <input type="checkbox"/> 職を転々とする				
	25 経済問題					
☆が特に保護決定を考える際に重要なもの。「該当」が15以上なら、保護の可能性が高くなります。			合計			
現在の子どもは	<input type="checkbox"/> 在宅のまま <input type="checkbox"/> 在宅以外の場所()					
現在関わっている機関	<input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> 保健こども課 <input type="checkbox"/> 保護課 <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 放デイ <input type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 養護 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 民生児童委員 <input type="checkbox"/> 児童発達支援					
定期的なケース検討会の必要性	有					
必要なサービス	<input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 学童保育 <input type="checkbox"/> ショートステイ <input type="checkbox"/> 子の治療 <input type="checkbox"/> 親の治療 <input type="checkbox"/> 親のカウンセリング <input type="checkbox"/> 母子生活支援施設 <input type="checkbox"/> 親への生活指導 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 女性相談 <input type="checkbox"/> 家族相談調整 <input type="checkbox"/> 法律相談 <input type="checkbox"/> 就職相談 <input type="checkbox"/> 家事援助					

4 虐待の相談と通告先

(1) 相談・通告窓口

◆業務時間／平日：午前8時30分～午後5時15分

相談・通告窓口	管轄地区（小学校区）	電話番号
中央区保健子ども課 中央区手取本町1-1 (熊本市役所本庁舎3階)	壺川・碩台・白川・城東・慶徳・一 新・五福・向山・黒髪・大江・本荘・ 春竹・出水・砂取・託麻原・帯山・白 山・帯山西・出水南	328-2451
東 区保健子ども課 東区東本町16-30 (東区役所3階)	画図・健軍・秋津・泉ヶ丘・若葉・尾ノ 上・西原・託麻東・託麻西・託麻北・桜 木・東町・月出・健軍東・託麻南・山ノ 内・長嶺・桜木東	367-9131
西 区保健子ども課 西区小島2-7-1 (西区役所3階)	古町・春日・城西・花園・池田・白坪・ 高橋・池上・城山・小島（松尾東地区、 松尾西地区、松尾北地区）・中島・芳野・ 河内	329-6838
南 区保健子ども課 南区富合町清藤405-3 (南区役所3階)	飽田東・飽田南・飽田西・中緑・銭塘・ 奥古閑・川口・田迎・田迎南・田迎西・ 御幸・日吉・日吉東・川尻・力合・力合 西・城南・富合・杉上・隈庄・豊田	357-4135
北 区保健子ども課 北区植木町岩野238-1 (北区役所1階)	植木・桜井・山東・大和・田底・田原・ 菱形・山本・吉松・川上・西里・北部東・ 清水・城北・高平台・麻生田・龍田・龍 田西・楠・武蔵・弓削・榆木	272-1104
熊本市児童相談所 中央区大江5-1-50 (あいぱるくまもと3階)		366-8181 189 いちはやく (3桁)

- 夜間・休日は児童相談所で電話対応しています。児童相談所全国共通ダイヤル189番(いちはやく)へかけるとお近くの児童相談所につながります(通話料無料)。
- 昼夜を問わず、こどもの生命に危険が生じる状況が予想される場合には、まず警察(110番)に連絡し、こどもの安全を確保してください。

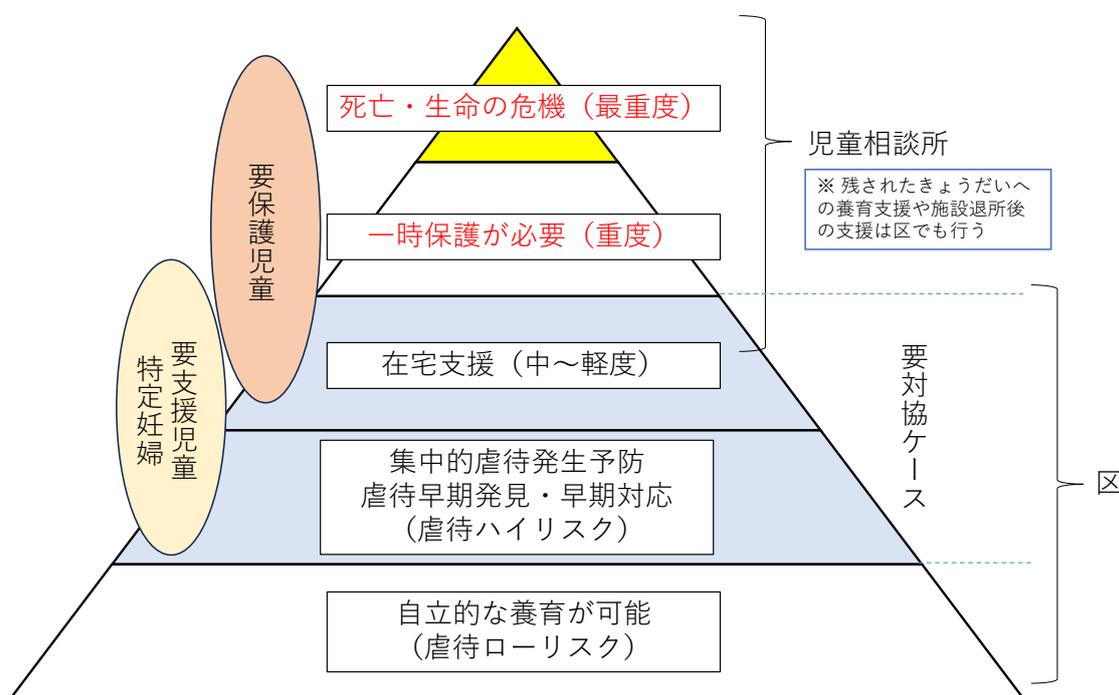
(2) 児童相談所と区の役割分担

死亡や生命の危機等の最重度虐待及び保護者からの分離による保護が必要な場合は、権限のある児童相談所が主に対応します。その後、家庭復帰が可能と判断された場合は、保護者のペアトレーニング等の支援を行うとともに、養育状況を改善するための支援を区と児童相談所が連携して実施します。また、分離後の家庭にきょうだいがいる場合は、ターゲットがきょうだいに向かわないように、残されたきょうだいに対する支援を行います。

こどもが施設から退所する際には区も連携して対応する必要があり、退所する前に個別ケース検討会議を開催して関係する機関が十分に情報を共有し、再発防止の支援体制を構築しておくことが重要です。

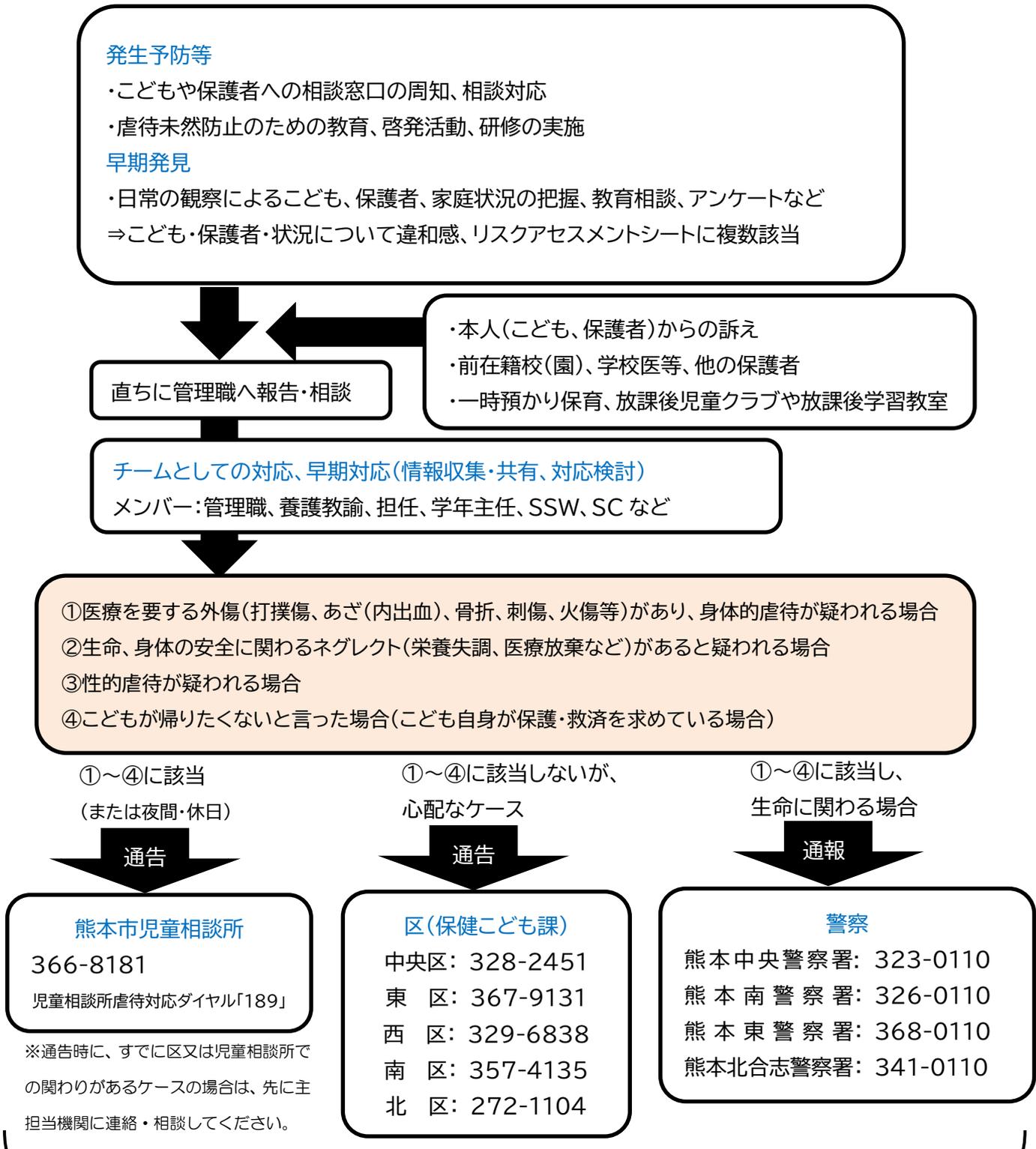
中度から軽度の虐待で在宅援助を行う場合は、社会資源を駆使して地域のネットワークによる支援をすることが重要であり、区の役割が大きくなります。家庭訪問を駆使して家庭での親子の様子を具体的にアセスメントしつつ、保護者ができることから養育方法を改善する支援を行います。

図 児童相談所と区の役割分担（イメージ）



5 通告までの流れ（保育所、学校等の場合）

参照：「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」文部科学省 令和2年6月改訂版



＜学校の場合＞ 通告すべきか判断に迷う場合の相談、通告・通報したことの報告は教育委員会 総合支援課 (328-2743) へ連絡してください。

- 学校が通告を判断するに当たってのポイントは次のとおりです。

- ① 確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ③ 保護者との関係よりもこどもの安全を優先すること
- ④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと

- 保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととともに、区や児童相談所等と連携しながら対応してください。区や児童相談所は、こどもの安全が確保されない限り、こどもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えません。
- 保護者から、学校等及び教育委員会に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予測される場合には、速やかに区・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有し、関係機関が連携し対応します¹。
- 不登校（園）や非行、いじめ等の問題の背景として、虐待が要因となっている可能性もあることに留意してください。ドメスティック・バイオレンス（DV）により、こどもに心理的な外傷を与えることも虐待のひとつです。
- 通告後、こどもの安全確認については、原則、通告から 48 時間以内に行わなければなりません。区や児童相談所等の職員からの聞き取りに対しては、できるだけ詳しく状況を伝えてください。

¹ 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成 31 年 2 月 28 日 初等中等教育局長等通知）より

6 通告までの流れ（医療機関等の場合）

参照：子ども虐待診療の手引き改訂第3版 公益社団法人日本小児科学会

早期発見

- ①原因不明の外傷・熱傷
 - ②実際の外傷と、本人・保護者が訴える受傷機転（外傷が生じる機序）との間に乖離がある場合
 - ③原因不明の消耗状態（脱水、低栄養、心理的ストレス等）
- 上記①～③を認めたとときには、通常の事故やけが、内因性疾患と同様に虐待の可能性を念頭に置いて診療を進める。

- 虐待の有無に関わらず、まずは医学的に重症度が高いかどうかを判断し、必要な治療を行い、こどもの安全確保を最優先とします。

<診療・判断のポイント>

- 虐待による外傷痕は衣服で隠れた場所に生じることも多いため、普段から全身の診察を基本とし、顔面などの目立つ部位に一見して暴力を受けたと分かるような外傷を認めた場合には、ハイリスクと考える。
- 診察の過程で虐待を否定し得ない「気になる症状」を認めた場合、放置せずに「これはどうしたのですか」と保護者に問いかける。
- 保護者の加害意図の有無、とらえ方にかかわらず、こどもにとって著しく不適切な行為であれば虐待と判断する（保護者が「しつけ」と主張しても容認しない）。
- 初期から虐待が疑われる場合であっても、「虐待」という言葉を使わない。保護者の反発を招く可能性が高く、こどもの治療への協力が得られなくなり、こどもの安全を脅かすことになる。
- 保護者への問いかけの中で虐待が起こるリスク要因を、こども側の要因、保護者側の要因、養育環境の3つの視点から考察する（支援策を検討する上で重要）。



判断に迷うようなケースでは個人で判断せず、複数のスタッフの意見を交えて虐待かどうか判断する。病院内に院内こども虐待対応チーム(Child Protection Team; CPT)が組織されている場合には、チームで対応を協議する。

- ①医療を要する外傷(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、火傷等)があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト(栄養失調、医療放棄など)があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④こどもが帰りたくないと言った場合(こども自身が保護・救済を求めている場合)

①～④に該当
(または夜間・休日)

通告

熊本市児童相談所

366-8181

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

※通告時に、すでに区又は児童相談所での関わりがあるケースの場合は、先に主担当機関に連絡・相談してください。

①～④に該当しないが、
心配なケース

通告

区(保健こども課)

中央区: 328-2451

東 区: 367-9131

西 区: 329-6838

南 区: 357-4135

北 区: 272-1104

①～④に該当し、
生命に関わる場合

通報

警察

熊本中央警察署: 323-0110

熊本南警察署: 326-0110

熊本東警察署: 368-0110

熊本北合志警察署: 341-0110

- 軽度の虐待だけでなく、要支援児童、「気になる親子」についても、単回の診療で終診とせず、再診日を設定し必ずフォローアップを行い、合わせて早い段階から区へ積極的に情報提供を行います。
- 通告前に保護者に告知することは原則として不要ですが、通告後にどのタイミングでどのように告知するのか区、児童相談所の担当者と事前に協議します。
(例外的に医療者と保護者との間に信頼関係が結ばれている場合には、あらかじめ告知することで話がスムーズに進むこともあります。)
- 区、児童相談所から、個別ケース検討会議等の開催連絡があった場合は出席します。

※ 保育所・学校、医療機関等以外の機関(者)から通告する際も通告先については、このフローを参照してください。

第2章 区・児童相談所における通告後の対応

1 区・児童相談所の動き

虐待対応を適切に行うためには、担当者ひとりの判断で行動することを避けなければなりません。区や児童相談所は、組織として対応方針の判断を行うとともに、その後の情報収集や機関連携、援助方針決定なども組織的な協議によって進めています。

① 通告・相談の受理

区及び児童相談所で、虐待や虐待が疑われる事例の相談を受けた場合は「通告」として受理し、速やかに（緊急）受理会議を開催し、初期対応を検討します。

※ 関係機関や地域住民、保護者から入った連絡には、通告か相談か情報提供なのかどうかははっきりしないものもありますが、相談か通告かを相手の判断に委ねることなく、まずは通告として受け止め、組織的な判断の下で対応を行うことを徹底します。

② 安全確認（48時間以内）

通告後、原則として48時間以内に、区・児童相談所の職員又は信頼のおける支援機関による目視による安全確認を行います。

③ 情報収集、リスクアセスメント

区では、安全確認と並行して、区役所内の各課からの的確に情報収集を行うとともに、民生委員・児童委員、主任児童委員等から近隣情報を収集し、区の特性を活かし、多角的な情報を踏まえアセスメントを行います。初期調査やアセスメントを行う上で、児童相談所の専門的な知識及び技術的援助を必要とする場合は、早めに児童相談所に助言・援助を求めます。とくに重篤な事例やこどもの安全確認が困難な場合、一時保護による対応が想定される事例については、児童相談所の送致による迅速な引継ぎを行います。

児童相談所で受理した相談については、区が保有している情報を収集した上で、児童福祉司若しくは児童心理司の調査に基づく社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の職員による行動診断等をもとに総合診断（判定）をして個々のこどもに対する支援の方法等を検討します。

虐待で緊急性が高いと判断された場合には、児童相談所は早急に虐待の事実を確認し、緊急一時保護を行います。なお、一時保護は原則として一時保護所にて行いますが、こどもの状態に応じて、乳児院、障がい児施設、医療機関等に一時保護委託を行うことがあります（緊急性が低いと判断された場合、また虐待以外

の相談においても、必要に応じて一時保護を行うこともあります。)

④ 支援方針の決定

ア. 在宅支援

調査の結果、安全確認が継続的に可能であって、緊急性やリスクが低い場合は、一時保護は行わずに在宅支援を行います。区では、支援が必要な子どもや保護者等を通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法で、継続的にソーシャルワークやカウンセリング等を行います。

児童相談所の在宅指導は、ケースに応じて児童福祉司指導措置²または継続指導³、あるいは児童委員指導や児童家庭支援センター指導などいずれかの対応をとります。

イ. 施設入所、里親委託（児童相談所）

施設入所や里親委託が適当と判断された場合、保護者の同意を得て、施設入所措置や里親委託を行います。一時保護中の子どもで、保護者の意に反して、施設入所、里親委託が適当と判断された場合には、家庭裁判所に対して児童福祉法第28条に基づく施設入所承認の申立てを行います。施設入所や里親委託後も児童相談所は施設職員や里親等と一緒に子どもの支援を行っていきます。

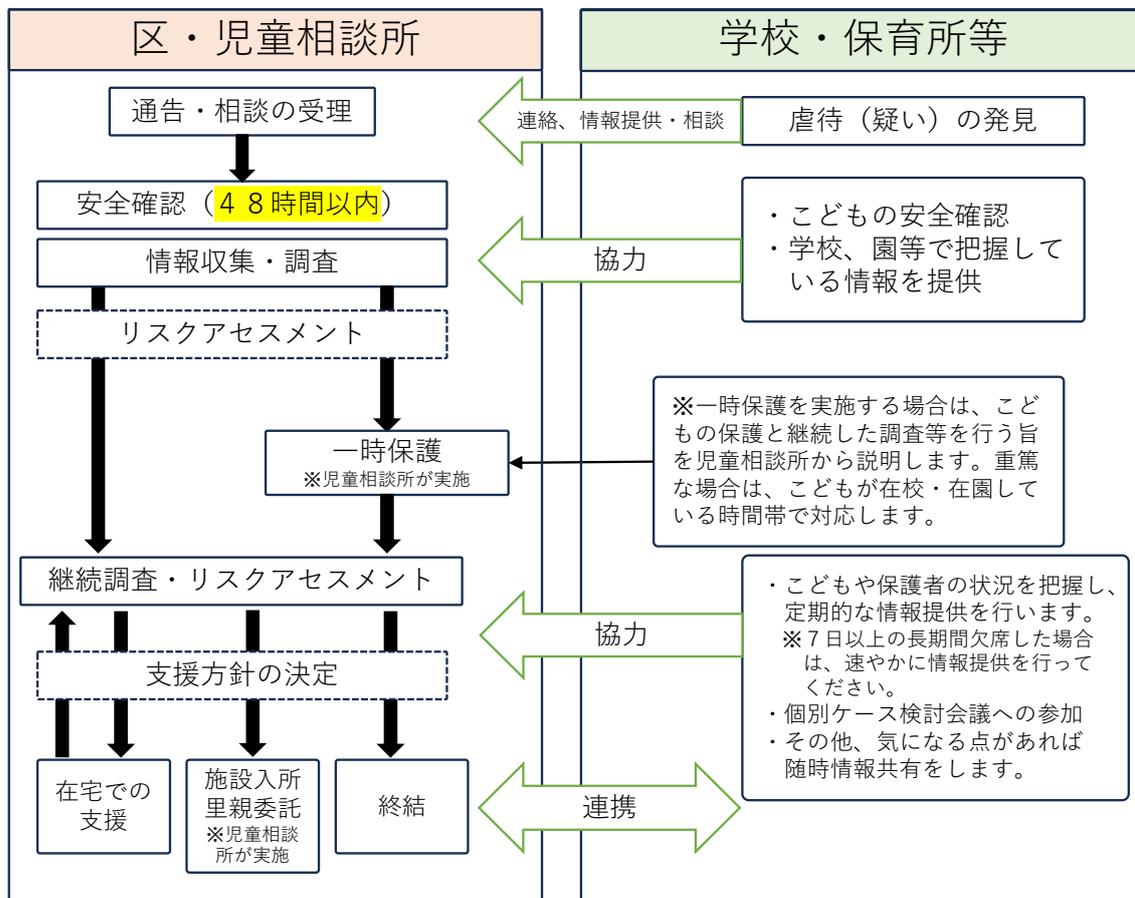
ウ. 終結

援助方針会議、進行管理会議等において終結を決定します。要対協で事例を終結したとしても、子育て支援や学校などの機関が引き継ぐことがあります。

² 「複雑困難な家庭環境に起因する問題を有することも等、援助に専門的知識、技術を要する事例に対して、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う」事例に行われる。保護者の改善に向けた姿勢があいまいであるなど保護者の主体性を尊重するだけでは子どもの福祉が図れず行動の枠組みを示す必要のある事例に実施する。

³ 「複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行う」事例に行われる任意の指導であり、保護者が虐待の事実を認知しており、かつ保護者自身が自らの養育態度をどのように改善すればよいかといった点で援助を求め、相談関係が成立しているような場合に行う。

図 通告後の対応について



- 区での初期対応において、こどもの保護者等から訪問を拒否され安全確認できない場合や一時保護による対応が想定される事例については、児童相談所へ送致を前提とした専門的な助言・支援を求めます。
- 区役所の閉庁時間である夜間・休日は児童相談所において、24時間対応可能な体制をとっています（詳しくはP38を参照してください）。

2 区の役割・機能

従来、各区保健こども課では、こども家庭分野の相談支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」と、全ての妊産婦・乳幼児等を対象とするポピュレーションアプローチを行う「子育て世代包括支援センター」を置き、児童福祉機能と母子保健機能が連携し、妊娠期から子育て期の支援を一体的に行ってきました。

令和4年の改正児童福祉法を受け、両者の意義や機能は維持した上でさらに連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、より切れ目なく対応するため、「こども家庭センター」を設置しました。

(1) 区における虐待対応について

① 予防

- 虐待の未然防止については各機関（班）でそれぞれ役割を担っており、特に母子保健機能では、乳幼児のほぼ全数を把握できるため、早い段階での予防・発見につながっています。
- 子育て支援や虐待についての地域住民への啓発活動、保健師を中心とした地域での母子保健活動、乳幼児家庭訪問指導等を実施する中で、子育て家庭が地域で孤立しないよう活動を行っています。
- 校区の社会福祉協議会や民生委員児童委員、主任児童委員、子育て支援センター、保育所、幼稚園等と協働し、地域の子育て家庭への支援のため、校区子育て支援ネットワークを構築するなどの地域づくりを行っています。
- 校区子育て支援ネットワークでは、身近な場所での子育て支援として、子育てサークルや子育てサロン等を地域コミュニティセンターや地域公民館などで協働開催しています。

② 発見

区では、地域の方々や関係機関から虐待の通告を受ける他に、乳幼児家庭訪問指導や乳幼児健診、保育所入所、各種手当・制度利用等の相談・申請などの窓口業務等で、間接的に親子や子育て家庭の生活状況等を把握できる機会が多くあります。相談の主訴としてではなくても、その背景に不適切な養育や虐待が隠れている場合があります。虐待を発見した場合には、緊急性や重症度についての組織的な判断をし、必要な関係機関と連携を取りながら対象者への支援を行います。

③ 初期対応

- 区の児童支援班は、虐待の対応において情報を集約し、区役所内の福祉課

や保護課とも状況に応じて連携を取りながら調査・相談を行い、緊急性や虐待の程度を判断します。

- 場合によっては児童相談所や警察、医療機関等と連携して対応します。児童相談所による一時保護に至らない場合などは、調査・情報分析、地域の関係機関（保育所・幼稚園、学校、民生委員・児童委員等）とのネットワークにより、医療機関等専門機関の紹介、保育所への入所、養育者への支援など、具体的な支援策を実施します。
- 育児不安や負担感の軽減及び養育者の孤立を防ぐ目的で、家庭支援事業への導入を検討するほか、地域の子育て支援機関に繋げるなどの支援を行っています。
- こども自身や保護者から虐待の電話相談が入った場合や、市民や様々な機関から「虐待である、または虐待の疑いがある」という通告を受けたときには、こどもの安全確認を最優先に、必要な情報を収集します。相談や通告を受ける関係者及び関係機関からできる範囲で情報を集めるとともに、可能な場合は訪問し、住居周辺を調査し、こどもの状況や保護者の子育ての状況なども確認します。また、今後の相談関係が継続できるよう、関係機関と連携を取りながら保護者との関係づくりを心がけます。
- 現状確認と情報収集
関係各課との連携のもと課内での対応が可能かなど、対応の方法の検討を行うとともに、緊急介入の必要性の判断を行います。
- 個別ケース検討会議
在宅での支援が必要な場合、地域での支援体制を整えるため、関係機関と連携し、共通認識を持ち対応策を検討していくとともに、それぞれの役割についてきめ細かに協議していきます。
- 関係機関との連携
緊急介入が必要と判断された場合は、すぐに、虐待の事実を児童相談所に連絡し、児童相談所との連携のもと、必要な対応を進めます。

③ 継続支援

区では、育児不安や負担感の軽減及び保護者の孤立を防ぐ目的で、定期的な訪問や面接、電話での相談の継続や家庭支援事業の導入を検討するほか、地域の子育て支援機関と連携した支援を行っています。また、生活上の課題や養育者自身の疾患・障がい等に対する支援が必要な場合も多く、保護課や福祉課と連携し、支援を行います。

(2) 妊娠期から子育て期における相談窓口

安心して子どもを産み育てることができるよう妊娠期から子育て期までの各種相談に応じ、関係機関と連携しながら支援しています。

妊娠・出産に関すること、育児に関する困りごとなど、子ども家庭センター（区保健子ども課内）へご相談ください。

窓口	場所	連絡先
中央区保健子ども課	中央区手取本町 1-1 3階	328-2419
東区保健子ども課	東区東本町 16-30 3階	367-9134
西区保健子ども課	西区小島 2-7-1 3階	329-1147
南区保健子ども課	南区富合町清藤 405-3 3階	357-4138
北区保健子ども課	北区植木町岩野 238-1 1階	272-1128

3 児童相談所の役割・機能

児童相談所は、区と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが抱える問題または子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うことにより、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することが主たる役割になります。

(1) 児童相談所の機能

児童相談所の基本的機能は以下のとおりです。

機能	内容	根拠
市町村援助機能	市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助を行う機能	児童福祉法第12条第2項
相談機能	子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合判断）し、それに基づいて援助指針（援助方針）を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能	児童福祉法第12条第2項

一時保護機能	必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能	児童福祉法第12条第2項、第12条の4、第33条
措置機能	子ども又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該子ども若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。）、市町村、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは指定発達支援医療機関（以下「児童福祉施設等」という。）に入所させ、若しくは委託する等の機能	児童福祉法第26条、第27条（第32条による都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。）の権限の委任）

（2）民法上の権限

親権者の親権喪失、親権停止及び管理権喪失（親権喪失等）の審判の請求又はこれらの審判取消しの請求並びに未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができます。（児童福祉法第33条の7、第33条の8第1項、第33条の9）

（3）虐待対応における児童相談所の主な権限

権限	内容	根拠
出頭要求	児童相談所の家庭訪問等によっても長期間こどもの姿を確認できない事例や呼びかけに対し全く応答がなく安否を確認できないような事例について、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、必要な調査や質問を行います。	児童虐待防止法第8条の2
立入調査	虐待が行われているおそれがあると認められる場合で、虐待通告後、48時間以内にこどもの安全確認が困難な場合に、こどもの住所又は居所に立ち入って必要な調査や質問を行います。	児童虐待防止法第9条第1項、児童福祉法第29条
臨検、搜索等	虐待が行われている疑いがあり、出頭の求めや立入調査を実施したにもかかわらず頑なに立ち入りを拒否されるようなケースについてこどもの	児童虐待防止法第9条の3第1項

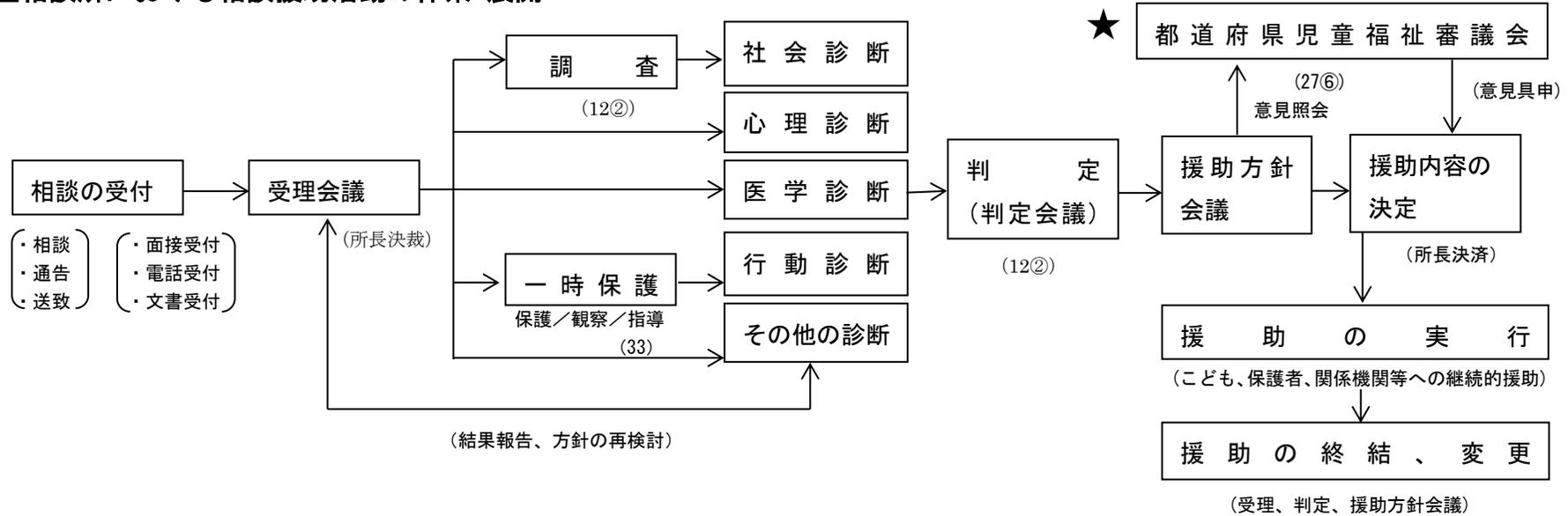
	安全確認または安全を確保するため、裁判所からの許可状により、こども居所の臨検または捜索を行います。	
一時保護	一時保護は原則として保護者等の同意が必要ですが、児童相談所長が、こどもの安否確認等の結果一時保護が必要と認める場合には、保護者の意に反する場合においても一時保護を行います。	児童福祉法第33条
家庭裁判所承認による施設入所、里親委託等	児童虐待等により、保護者にこどもを監護させることが、著しくこどもの福祉を害する状態であるにも関わらず、保護者が施設入所等に同意しない場合、家庭裁判所の承認を得たうえで施設入所等措置を行います。	児童福祉法第28条

(4) 夜間・休日の対応

区役所の閉庁時間である夜間・休日は児童相談所において、24時間対応可能な体制をとっています。夜間・休日における虐待通告や相談において、緊急に対応する必要があると判断された場合はその日の当番職員（自宅待機）が対応します。この場合、迅速に調査や家庭訪問等を実施し、こどもの安全確認を最優先に行い、合わせて、保護者への助言、指導等を行います。重大な結果が生じている、あるいは重大な結果が生じる可能性が高い、こどもが家に帰りたいなど、緊急にこどもを保護する必要があると判断した場合は、緊急一時保護を行います。

ただし、児童相談所が緊急に対応する必要があると判断した場合は、48時間以内のこどもの安全確認の事案から除外し、身元を特定した後、夜間・休日明けに児童相談所から区へ対応を依頼し、区は依頼を受けてから、通常の通告対応を行います。

児童相談所における相談援助活動の体系・展開



援 助	
1 在宅指導等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あっせん (2) 措置による指導 ア児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ) オ障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 訓戒、誓約書 (27①Ⅰ)	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②) 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 5 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の2、63の3) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ) 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申立て (1) 施設入所の承認 (28①②) (2) 親権喪失宣告の請求 (33の7) (3) 後見人選任の請求 (33の8) (4) 後見人解任の請求 (33の9)

★熊本市においては、「熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部門」で審議

(数字は児童福祉法の該当条項等)

虐待は特別な個人の問題ではなく、誰にでも起こりうることです。虐待が起こる社会的背景には、核家族化や地域社会との疎遠による育児の孤立化、育児困難等があります。

虐待の予防は専門家だけで実現できるものではありません。地域ぐるみで、一人ひとりができることをほんの少しでも実行していくことが、子育て中の家庭を孤立させない第一歩になります。

ここでは、本市が提供している子育てに関する情報提供サイト等を紹介します。

1 子育てに関する情報提供

「熊本市 結婚・子育て応援サイト」

問合せ：こども政策課 ☎328-2156

本サイトでは、結婚・妊娠・出産・子育てに関するQ&Aや制度情報、病児・病後児保育施設や保育所等の空き状況、親子連れに配慮した施設の情報など、結婚や子育てに役立つ情報を掲載しています。

🔍 熊本市 結婚・子育て応援サイト



2 妊娠・出産・子育てに関する手続き・相談先について

「熊本市生活便利ブック」

問合せ：各区保健こども課、総合出張所

本サイトでは、育児補助・手当・助成、ひとり親支援、ショートステイ等のこどもの預かりに関する制度やその施設、子育て相談先などを紹介しています。

🔍 熊本市生活便利ブック



3 子育て応援アプリ

「くまっと」

問合せ：こども支援課 ☎328-2158

将来のライフプランを考える若い年代の方から妊娠中の方や子育て中の方に向けて、必要な情報をお届けするアプリをリリースしています。スマートフォンやタブレット端末をお持ちの皆様、ぜひインストールしていただき、ご活用ください。



子育て応援アプリ 「くまっと」は以下のようなことに対応しております。

- ・電子親子（母子）健康手帳の管理（成長グラフ・成長写真・健診記録等）
- ・地域の子育て情報掲載
- ・メール配信・プッシュ通知（月年齢に応じた情報を受取）
- ・イベント検索（地域の子育てイベント掲載、検索、カレンダー表示）
- ・医療機関、子育て関連施設検索（経路検索、かかりつけ医登録等）

- ・予防接種スケジュール（生年月日や接種歴等の条件に合わせて自動作成）
- ・オンライン予約（保健こども課での育児相談の24時間オンライン予約）
- ・食事・食育（妊娠中の食事や離乳食）
- ・歯と口の健康（妊娠期からの歯と口の健康情報）
- ・プレコンセプションケア情報掲載（若い世代から妊娠前の健康管理）
- ・育児ハンドブック掲載（熊本市小児科医執筆）

下記、QRコードでアクセス又は各アプリストアで検索してダウンロードください。



↑ iPhoneの方はこちら



↑ Androidの方はこちら

4 参考文献

- 「子ども虐待対応の手引き」(令和6年4月改訂版 こども家庭庁支援局虐待防止対策課)
URL：[20240422_policies_jidougyakutai_hourei-tsuuchi_taiou_tebiki_22.pdf](https://www.cfa.go.jp/20240422_policies_jidougyakutai_hourei-tsuuchi_taiou_tebiki_22.pdf) (cfa.go.jp)
- 「児童虐待防止対策におけるルールの徹底について」(令和元年6月7日付け子発0607第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)
URL：[児童虐待防止対策におけるルールの徹底について](https://www.cfa.go.jp/kidnabuse-prevention-rules-comprehensiveness) (cfa.go.jp)
- 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日付け府子本第189号・文科初第1616号・子発0228第2号 初等中等教育局長等通知)
URL：[児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について：文部科学省](https://www.mext.go.jp/kidnabuse-prevention-schools-linkage) (mext.go.jp)
- 「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成31年2月28日付け府子本第190号・文科初第1618号・子発0228第3号・障発0228第3号 初等中等教育局長等通知)
URL：[学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について：文部科学省](https://www.mext.go.jp/schools-nursery-info-provision) (mext.go.jp)
- 「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」(令和2年2月厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」)
URL：[20230401_policies_jidougyakutai_taibatsu_01.pdf](https://www.cfa.go.jp/20230401_policies_jidougyakutai_taibatsu_01.pdf) (cfa.go.jp)
- 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」
URL：[学校現場における虐待防止に関する研修教材](https://www.mext.go.jp/schools-abuse-prevention-training) (mext.go.jp)
- 「子ども虐待診療の手引き」(改訂第3版 日本小児科学会)
URL：[子ども虐待診療の手引き 第3版.indd](https://www.jpeds.or.jp/kidnabuse-consultation-handbook-3rd-edition) (jpeds.or.jp)

資料編

資料 1 個別ケース検討会議役割分担表	1
資料 2 こども虐待連絡メモ	2
資料 3 リスクアセスメントシート	3
資料 4 熊本市要保護児童対策地域協議会要綱	4
資料 5 学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から児童相談所、 区役所保健こども課への定期的な情報提供に関する取扱要領.....	10
資料 6 熊本市こども家庭センターの設置及び運営に関する要綱	17

個別ケース検討会議 役割分担表

開催日：

参加機関				
主担当機関				
主援助機関				
ケース氏名				
ケースの強み	1			
	2			
	3			
	4			
ケースの課題	1			
	2			
	3			
	4			
目 標	1			
	2			
	3			
	4			
目標に対する 具体策		具体策	実施機関名	備考
	1			
	2			
	3			
	4			

こども虐待連絡メモ

年 月 日

※通告する場合、内容の確認用にお使いください。

通告者	所属・職名		氏名	
	電話番号	①	②	
	住所			
こども	ふりがな 氏名	男 女	生年 月日	年 月 日 (歳 ヶ月)
	就学状況等	(担任名)		
	住所	(電話)		
保護者	氏名	(父) 歳	(母) 歳	
	職業等			
【現在までの経過】			【家族構成】	
【虐待の具体的内容】 (いつから、誰によって、どうされたか。頻度や程度、現在の様子)				
【連絡意図】			【備考】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの保護 ・ 対処方法を相談したい 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査、対応依頼 	

リスクアセスメントシート

記入日 年 月 日

氏名		担当者	
虐待の種類	(主◎ 副○) 身体・ネグレクト・心理・性的		
子どもの年齢	歳 月	(生年月日)	年 月 日
主な虐待者			

1 虐待の頻度 ☆ ほぼ毎日 ・ 3日に1回程度 ・ 週1回程度 ・ 月1回程度

生命 (最重度)	<input type="checkbox"/> 頭部外傷 <input type="checkbox"/> 首締め <input type="checkbox"/> 骨折あり <input type="checkbox"/> 脱水症状 <input type="checkbox"/> 恐怖心をあおりトラウマ反応がある	<input type="checkbox"/> 乳幼児を投げる <input type="checkbox"/> 踏みつける <input type="checkbox"/> 水につける <input type="checkbox"/> 乳幼児を医療受診させない <input type="checkbox"/> こどもとの性交	<input type="checkbox"/> 逆さ吊り <input type="checkbox"/> 頭部を殴る蹴る <input type="checkbox"/> 栄養失調 <input type="checkbox"/> 乳幼児の長時間放置 <input type="checkbox"/> 性的暴力	<input type="checkbox"/> 布団蒸し <input type="checkbox"/> 熱湯をかける <input type="checkbox"/> 衰弱 <input type="checkbox"/> 将来まで心に傷を負わせる強迫
重度	<input type="checkbox"/> 医療を要する外傷 <input type="checkbox"/> 自殺の強要 <input type="checkbox"/> 給食以外食べていない	<input type="checkbox"/> 打撲 <input type="checkbox"/> 性的行為の強要 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 火傷 <input type="checkbox"/> 著しく不衛生 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 幼児の打撲 <input type="checkbox"/> 異臭がある
中度	<input type="checkbox"/> 慢性のあざや傷跡 <input type="checkbox"/> 殺してやる <input type="checkbox"/> こどもが夜出歩く	<input type="checkbox"/> 物で叩く <input type="checkbox"/> 学校に登校させない <input type="checkbox"/> 生まれてこなければよかった	<input type="checkbox"/> ポルノグラフィーの被写体等の強要 <input type="checkbox"/> 生活環境不良で改善なし <input type="checkbox"/> 死んでしまえ	<input type="checkbox"/> 執拗に体に接触 <input type="checkbox"/> 放置
軽度	<input type="checkbox"/> 傷跡が残らない暴力 <input type="checkbox"/> 異常に怒鳴られてる <input type="checkbox"/> 夜間こどもだけの留守番が多い	<input type="checkbox"/> 正座の強要 <input type="checkbox"/> 極端な兄弟間の差別 <input type="checkbox"/> 極端な家事の強要	<input type="checkbox"/> 部屋に閉じこめる <input type="checkbox"/> 塾や成績の極端な無理強い <input type="checkbox"/> 健康問題が生じない程度のネグレクト	<input type="checkbox"/> かわいく思えない <input type="checkbox"/> 性器や性交を見せる <input type="checkbox"/> 面前DV
疑い	<input type="checkbox"/> 重症度に関わらず虐待の疑いがあるもの			

項目	チェックの視点	チェックの項目	アセスメント				
			該当	やや該当	非該当	不明	
虐待	2 連続性 ☆	<input type="checkbox"/> 繰り返し <input type="checkbox"/> 常習 <input type="checkbox"/> 子を何日も放置する					
	3 虐待歴 ☆	<input type="checkbox"/> 以前に虐待を受け、入院か施設入所となっている。					
子ども	4 関係機関からの情報がある	<input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> 保健こども課 <input type="checkbox"/> 保護課 <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園 <input type="checkbox"/> 民生児童委員 <input type="checkbox"/> 近隣 <input type="checkbox"/> 施設・支援事業所					
	5 年齢 ☆	<input type="checkbox"/> 3歳未満(乳幼児)					
	6 身体的状態 ☆	<input type="checkbox"/> 低身長 <input type="checkbox"/> 体重増加不良 <input type="checkbox"/> 発育不全 <input type="checkbox"/> 障害(身体、知的、精神) <input type="checkbox"/> 先天性疾患 <input type="checkbox"/> 持病 <input type="checkbox"/> 極端な肥満 <input type="checkbox"/> 発達障害					
	7 精神的状態 ☆	<input type="checkbox"/> 笑わない <input type="checkbox"/> 表情が乏しい <input type="checkbox"/> 視線が合いにくい <input type="checkbox"/> 言葉の遅れ <input type="checkbox"/> 睡眠リズム <input type="checkbox"/> 抜毛 <input type="checkbox"/> 自傷 <input type="checkbox"/> 引きこもり <input type="checkbox"/> おしゃべり <input type="checkbox"/> 興奮 <input type="checkbox"/> 年齢不相応な性的興味					
	8 性的虐待 ☆	<input type="checkbox"/> 性病 <input type="checkbox"/> 妊娠 <input type="checkbox"/> 疑い					
	9 問題行動	<input type="checkbox"/> 暴力 <input type="checkbox"/> 万引き <input type="checkbox"/> 火遊び <input type="checkbox"/> 喫煙 <input type="checkbox"/> 家出 <input type="checkbox"/> 深夜徘徊 <input type="checkbox"/> 虚言 <input type="checkbox"/> 自傷行為 <input type="checkbox"/> 性的行為 <input type="checkbox"/> 過食異常拒食 <input type="checkbox"/> べたべたする <input type="checkbox"/> 多動 <input type="checkbox"/> 落ち着きなし <input type="checkbox"/> 嘔吐 <input type="checkbox"/> 引きこもり <input type="checkbox"/> 不登校					
	10 意思・気持ち ☆	<input type="checkbox"/> 家に帰りがたらない <input type="checkbox"/> 親を怖がる <input type="checkbox"/> 親を嫌う <input type="checkbox"/> 親の前で萎縮 <input type="checkbox"/> 親が来ても無表情 <input type="checkbox"/> 親の口止めに応じる					
	11 日常的な世話の欠如	<input type="checkbox"/> ひどいオムツかぶれ <input type="checkbox"/> 身体衣類の汚れ <input type="checkbox"/> 異臭 <input type="checkbox"/> 風呂に入れない <input type="checkbox"/> 季節に合わない衣服 <input type="checkbox"/> 朝食を食べていない					
養育者	12 精神状態	<input type="checkbox"/> 鬱的 <input type="checkbox"/> 精神症状 <input type="checkbox"/> 通院したことがない <input type="checkbox"/> 以前通院していた <input type="checkbox"/> 通院できにくい <input type="checkbox"/> 服薬できにくい					
	13 性格的問題	<input type="checkbox"/> 衝動的 <input type="checkbox"/> 攻撃的 <input type="checkbox"/> 偏り <input type="checkbox"/> 共感性欠如 <input type="checkbox"/> 人との関わり嫌い <input type="checkbox"/> 被害的 <input type="checkbox"/> その場逃れ <input type="checkbox"/> 嘘が多い <input type="checkbox"/> 自己中心的 <input type="checkbox"/> 思いこみが激しい <input type="checkbox"/> 自信がない					
	14 被虐待歴	<input type="checkbox"/> 被虐待歴 <input type="checkbox"/> 愛されなかった思い <input type="checkbox"/> 厳しいしつけを受けてきた					
	15 アルコール・薬物 ☆	<input type="checkbox"/> アルコールの匂い <input type="checkbox"/> 視線がうつろ <input type="checkbox"/> 会話しにくい <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 依存症					
	16 虐待自覚 ☆	<input type="checkbox"/> 問題意識なし <input type="checkbox"/> 体罰容認 <input type="checkbox"/> しつけ主張 <input type="checkbox"/> 虐待隠蔽 <input type="checkbox"/> 虐待者をかばう					
	17 子どもへの感情・態度	<input type="checkbox"/> 望まぬ妊娠出産 <input type="checkbox"/> 無関心 <input type="checkbox"/> 極端に可愛がったり突き放したり <input type="checkbox"/> 子をけなす <input type="checkbox"/> 褒めない <input type="checkbox"/> 疎ましい <input type="checkbox"/> 虐待事実の口止め <input type="checkbox"/> こどもの態度や行動を受け入れられない <input type="checkbox"/> 権威的 <input type="checkbox"/> 過干渉					
	18 養育意欲能力	<input type="checkbox"/> 意欲なし <input type="checkbox"/> 改善意欲なし <input type="checkbox"/> 能力が低い <input type="checkbox"/> 知的障害(疑い) <input type="checkbox"/> 発達障害					
	19 養育知識	<input type="checkbox"/> 若年親 <input type="checkbox"/> 知識不足 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> 期待過剰					
	20 援助受入れ	<input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 無視 <input type="checkbox"/> 訪問できず					
	家庭環境	21 社会的サポート ☆	<input type="checkbox"/> 地域で孤立 <input type="checkbox"/> 近隣とのトラブル <input type="checkbox"/> 親族とのトラブル <input type="checkbox"/> 相談できる人がいない				
22 家族問題		<input type="checkbox"/> DV <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 家出 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 再婚 <input type="checkbox"/> 内縁 <input type="checkbox"/> 両親以外の養育者 <input type="checkbox"/> 親の多忙 <input type="checkbox"/> 子だくさん					
23 子を守る人 ☆		<input type="checkbox"/> 同居人に日常的に子を危険から守る人がいない <input type="checkbox"/> 危険な時子の逃げ場がない					
24 生活環境		<input type="checkbox"/> 住所不定 <input type="checkbox"/> 転居を繰り返す <input type="checkbox"/> 不衛生 <input type="checkbox"/> 居室内の著しい乱れ					
25 経済問題		<input type="checkbox"/> 借金 <input type="checkbox"/> 失業 <input type="checkbox"/> 生活苦 <input type="checkbox"/> 定職なし <input type="checkbox"/> 働く意志なし <input type="checkbox"/> 職を転々とする					
☆が特に保護決定を考える際に重要なもの。「該当」が15以上なら、保護の可能性が高くなります。			合計	0	0	0	0

現在の子どもは	<input type="checkbox"/> 在宅のまま <input type="checkbox"/> 在宅以外の場所 ()
現在関わっている機関	<input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> 保健こども課 <input type="checkbox"/> 保護課 <input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 放デイ <input type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 民生児童委員 <input type="checkbox"/> 児童発達支援
定期的なケース検討会の必要性	有
必要なサービス	<input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 学童保育 <input type="checkbox"/> ショートステイ <input type="checkbox"/> 子の治療 <input type="checkbox"/> 親の治療 <input type="checkbox"/> 親のカウンセリング <input type="checkbox"/> 母子生活支援施設 <input type="checkbox"/> 親への生活指導 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 女性相談 <input type="checkbox"/> 家族相談調整 <input type="checkbox"/> 法律相談 <input type="checkbox"/> 就職相談 <input type="checkbox"/> 家事援助

熊本市要保護児童対策地域協議会要綱

制定	平成18年	5月28日市長決裁
改正	平成19年	5月10日市長決裁
	(略)	
	平成26年	9月22日健康福祉子ども局長決裁
	平成27年	3月27日健康福祉子ども局長決裁
	平成28年	3月31日健康福祉子ども局長決裁
	平成29年	4月1日子ども支援課長決裁
	平成30年	3月31日子ども支援課長決裁
	令和2年	4月1日子ども政策課長決裁
	令和3年	3月1日健康福祉局長決裁
	令和3年	4月1日子ども政策課長決裁
	令和4年	4月1日子ども政策課長決裁
	令和5年	3月31日子ども政策課長決裁
	令和5年	5月1日こども局長決裁
	令和6年	4月1日こども局長決裁
	令和6年	9月30日こども家庭福祉課長決裁
	令和7年	3月31日こども家庭福祉課長決裁

(目的)

第1条 本市における要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見やその適切な保護又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るために、関係機関によるネットワークを構築し、当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的として、法第25条の2第1項の規定に基づき、熊本市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置することとし、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、法第25条の2第2項で規定する、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）に関する情報その他支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報並びに児童虐待及び非行を防止するために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

(構成機関等)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる行政機関、別表第2に掲げる法人及び別表第3に掲げる児童福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者をもって構成する。

(守秘義務)

第4条 協議会の構成員は、正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、こども局長をもって充て、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(組織)

第6条 協議会は、代表者会議、区児童虐待防止連絡会議（実務者会議）、区進行管理会議及び個別ケース検討会議によって組織する。

2 協議会に、専門部会を置くことができる。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、協議会の構成機関等の代表者により構成し、支援対象児童等への支援活動が円滑に機能

するよう環境整備を行うため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援対象児童等とその支援に関するシステム全体に関すること。
- (2) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (3) 協議会の活動の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要なこと。

2 代表者会議は、原則として年1回以上開催するものとする。

3 代表者会議は、会長が必要に応じて招集する。

4 議長は、会長をもって充てる。

5 代表者会議において個別の事項について協議が必要と認められる場合は、会長は構成機関のうち当該事項の関係機関を招集することができる。

6 代表者会議の事務局をこども家庭福祉課に置き、その会議に係る事務を処理する。

(区児童虐待防止連絡会議(実務者会議))

第8条 区児童虐待防止連絡会議(実務者会議)は、別表第1から別表第3までに掲げる各機関等の長が指定した候補者のうちから各区保健こども課長が指名するものをもって、区ごとに構成する。

2 区児童虐待防止連絡会議(実務者会議)は、各区における次に掲げる事項について協議する。

- (1) 定例的な情報交換やケース支援で課題となった点の更なる検討に関すること。
- (2) 支援対象児童等の実態把握や支援を行っているケースの総合的な把握に関すること。
- (3) 支援対象児童等に係る対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (4) 各区の年間活動方針の策定、代表者会議への報告に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

3 区児童虐待防止連絡会議(実務者会議)に、議長を置く。

4 議長は、保健こども課長をもって充てる。

5 区児童虐待防止連絡会議(実務者会議)は、年1回以上開催するものとする。

6 区児童虐待防止連絡会議(実務者会議)は、議長が必要に応じて招集する。

7 区児童虐待防止連絡会議(実務者会議)の事務局を各区保健こども課に置き、その会議に係る事務を処理する。この場合において、各区保健こども課は、会議結果をこども家庭福祉課に報告しなければならない。

(区進行管理会議)

第9条 区進行管理会議は、別表第1に掲げる各機関の長が指定した候補者のうちから各区保健こども課長が指名するものをもって区ごとに構成する。

2 区進行管理会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 全てのケースについての定期的な状況のフォロー、主担当機関及び関係機関の確認及び援助方針の見直し等に関すること。
- (2) 定例的な情報交換や個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討に関すること。

3 区進行管理会議の事務局を各区保健こども課に置き、その会議に係る事務を処理する。

(個別ケース検討会議)

第10条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等について、その児童に直接関わりを有している担当者及び今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により構成し、当該児童に対する具体的な支援の内容等を検討するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断に関すること。
- (2) 支援対象児童等の状況の把握や問題点の確認に関すること。
- (3) 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有に関すること。
- (4) 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有に関すること。
- (5) 個別の支援対象児童等ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定に関すること。
- (6) 実際の援助、支援方法及び支援スケジュール(支援計画)の検討に関すること。
- (7) 次回会議(評価及び検討)の確認に関すること。

2 個別ケース検討会議は、必要に応じて開催し、主担当機関がケース検討に必要な諸関係機関を招集する。

(専門部会)

第11条 専門部会は、個別の事項について専門的に審議するために設置する。

2 専門部会の構成員は6名以内とし、個別の事項を審議するための高い専門性を有する者を次の各号に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 児童福祉に関し学識経験を有する者
 - (2) 弁護士
 - (3) 社会的養護分野における知見を有する者
 - (4) 小児科の診療に相当の経験を有する医師
 - (5) 精神科の診療に相当の経験を有する医師
 - (6) その他市長が必要と認める者
- 3 専門部会の構成員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。
 - 4 専門部会は、会長が必要に応じて招集する。
 - 5 専門部会に、部会長及び部会長代理を置く。
 - 6 部会長及び部会長代理は、会長が指名する。
 - 7 部会長は、部会を代表し、会の議長を務める。
 - 8 部会長代理は、部会長に事故のあるとき又は部会長が欠けたときは、部会長の職務を代理する。
 - 9 専門部会の事務局をこども家庭福祉課に置き、その会議に係る事務を処理する。

(会議)

第12条 代表者会議、区児童虐待防止連絡会議（実務者会議）及び専門部会（以下「代表者会議等」という。）については、これを招集するいとまがないと認めるとき、会議を招集する必要がないと認める案件を協議するときその他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し意見を聴取することをもって代表者会議等の協議に代えることができる。

2 前項の規定により、協議に代え意見を述べた委員は、会議に出席したものとみなす。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第13条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関は、こども局こども家庭福祉課とする。

(要保護児童対策調整機関の業務)

第14条 要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会に関する事務の総括
- (2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整
(各区保健こども課の業務等)

第15条 前条の規定にかかわらず、区児童虐待防止連絡会議（実務者会議）、区進行管理会議及び個別ケース検討会議に係る連絡調整は、各区保健こども課が行うものとする。

2 各区保健こども課は、前項の業務を行うため、調整担当者を置くものとする。この場合において、各区保健こども課は、調整担当者に対し、法第25条の2第8項の規定により内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受講させるものとする。

(協力要請に際しての注意事項)

第16条 協議会が協議会の構成員以外の者に対して法第25条の3に規定する協力要請を行う場合にあっては、協議会は、支援対象児童等の個人情報の保護に配慮しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年6月22日から施行する。
- 2 熊本市児童虐待防止ネットワーク連絡会設置要綱（平成12年10月制定）及び熊本市児童虐待防止ネットワーク連絡会実務者会議運営要領（平成12年12月制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月25日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年5月25日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第8条、第9条関係）

国又は地方公共団体の機関（児童福祉法第25条の5第1号）

・ 熊本地方法務局
・ 熊本中央警察署
・ 熊本南警察署
・ 熊本東警察署
・ 熊本北合志警察署
・ 文化市民局人権推進部男女共同参画課
・ 健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課
・ 健康福祉局健康福祉部保護管理援護課
・ 健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課
・ 健康福祉局障がい者支援部障がいサービス課
・ 健康福祉局障がい者支援部障がい者福祉相談所
・ 健康福祉局障がい者支援部こころの健康センター
・ こども局こども育成部こども政策課
・ こども局こども育成部こども支援課
・ こども局こども育成部保育幼稚園課
・ こども局こども福祉部妊娠内密相談センター
・ こども局こども福祉部こども発達支援センター
・ こども局児童相談所
・ こども局こどもの権利サポートセンター
・ 中央区
・ 東区
・ 西区
・ 南区
・ 北区
・ 教育委員会事務局教育総務部放課後児童育成課
・ 教育委員会事務局学校教育部学務支援課
・ 教育委員会事務局学校教育部総合支援課
・ 教育委員会事務局学校教育部健康教育課
・ 教育委員会事務局学校教育部人権教育指導室
・ 市消防局
・ こども局こども福祉部こども家庭福祉課（調整機関）

別表第2（第3条、第8条関係）

法人（児童福祉法第25条の5第2号）

・ 国立大学法人熊本大学大学院生命科学研究部
・ 熊本県弁護士会
・ 公益社団法人熊本県精神科協会
・ 公益社団法人くまもと被害者支援センター
・ 一般社団法人熊本市医師会
・ 一般社団法人熊本市歯科医師会
・ 一般社団法人熊本市保育園連盟
・ 一般社団法人熊本県助産師会
・ NPO 法人ポピンズくまもと
・ 特定非営利活動法人優里の会
・ 一般社団法人熊本市里親会

別表第3（第3条、第8条関係）

児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（児童福祉法第25条の5第3号）

・ 熊本県公的病院長会
・ 熊本人権擁護委員協議会会長及びその他の役職員
・ 熊本県臨床心理士・公認心理師協会会長及びその他の役職員
・ 熊本県養護協議会会長及びその他の役職員
・ 熊本県ファミリーホーム協議会会長およびその他の役職員
・ 熊本県母子生活支援施設協議会会長及びその他の役職員
・ 熊本市民生委員児童委員協議会会長及びその他の役職員
・ 熊本市小学校生徒指導協議会会長及びその他の役職員
・ 熊本市中学校生徒指導委員会会長及びその他の役職員
・ 熊本市高等学校生活指導連盟代表及びその他の役職員
・ 熊本市私立幼稚園・認定こども園協会会長及びその他の役職員
・ リ・スタートくまもと代表者及びその他の役職員
・ 熊本市児童家庭支援センター代表者及びその他の役職員
・ 熊本市里親支援センター代表者及びその他の役職員
・ 熊本市若者・ヤングケアラー支援センター代表者及びその他の役職員
・ その他市長が指定する者

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から児童相談所、区役所保健
こども課への定期的な情報提供に関する取扱要領

制定 平成31年4月1日 健康福祉局長決裁
改正 令和5年4月1日 こども家庭福祉課長決裁
改正 令和7年4月1日 こども家庭福祉課長決裁

1 目的

この要領は小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）、幼稚園、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所（以下、「保育所等」という。）から児童相談所または区役所保健こども課への被虐待児童等に係る情報の定期的な提供に関し、必要な事項を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

- (1) 要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において児童虐待または養護ケースとして受理されている、学校・保育所等に在籍する乳幼児及び児童生徒（以下「幼児児童等」という。）。
- (2) 児童相談所が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校・保育所等に在籍する幼児児童等。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

- (1) 学校・保育所等は、1か月に1回、当月の状況を記入し、翌月の10日までに要保護児童情報提供票（様式1から様式3のいずれか）を提出する。
- (2) 定期的な情報提供の内容は、2に定める幼児児童等についての出欠概要（幼児児童等や家庭での様子、家庭からの連絡の有無、欠席の理由等）や学校・保育所等から幼児児童等や家庭への働きかけの状況とする。

4 事務の流れ

- (1) 児童相談所または区役所保健こども課は学校・保育所等に対して定期的な情報提供の対象となる幼児児童等の氏名等を提示する。
- (2) 学校・保育所等は（1）について、要保護児童生徒情報提供票（様式1から様式3のいずれか）に必要事項を記載の上、書面にて情報提供を行う。
- (3) 市立学校における情報提供の具体的な流れは、別紙1の図1のとおりとする。
- (4) 市立保育所・幼稚園における情報提供の具体的な流れは、別紙1の図2のとおりとする。
- (5) （3）・（4）以外の学校・保育所等における情報提供の具体的な流れは、別紙1の図3のとおりとする。
- (6) 要保護児童名簿への新規登録又は削除の際は、児童相談所または区役所保健こども課が学校・保育所等への訪問等調査時に連絡することとする。
- (7) 情報提供を受けた児童相談所または区役所保健こども課はこれらの情報を複数人で組織的に評価し、対応方針等を検討する。なお、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととする。

5 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に児童相談所、区役所保健こども課に情報提供又は通告すること。

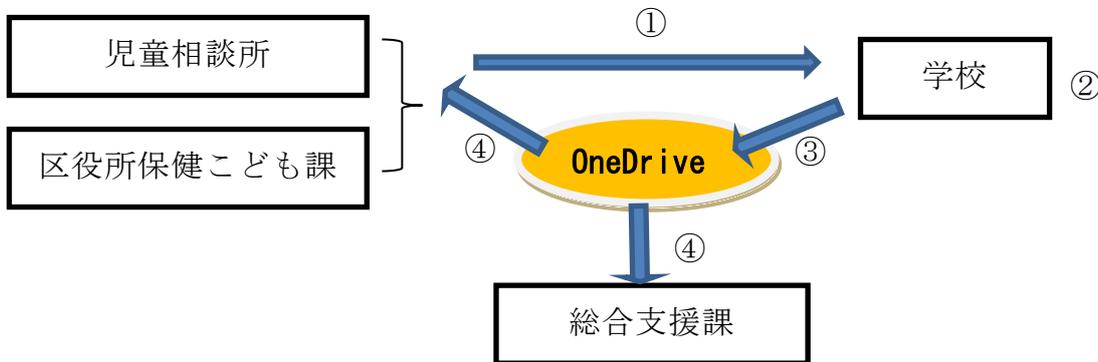
また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き 7 日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに各主管課ルールに準じて主管課及び児童相談所、区役所保健こども課等に情報提供を行い、対応について相談すること

6 提供の開始情報の提供は平成 31 年 4 月在籍分から開始する。

【図 1】 I 市立学校

【提供方法】

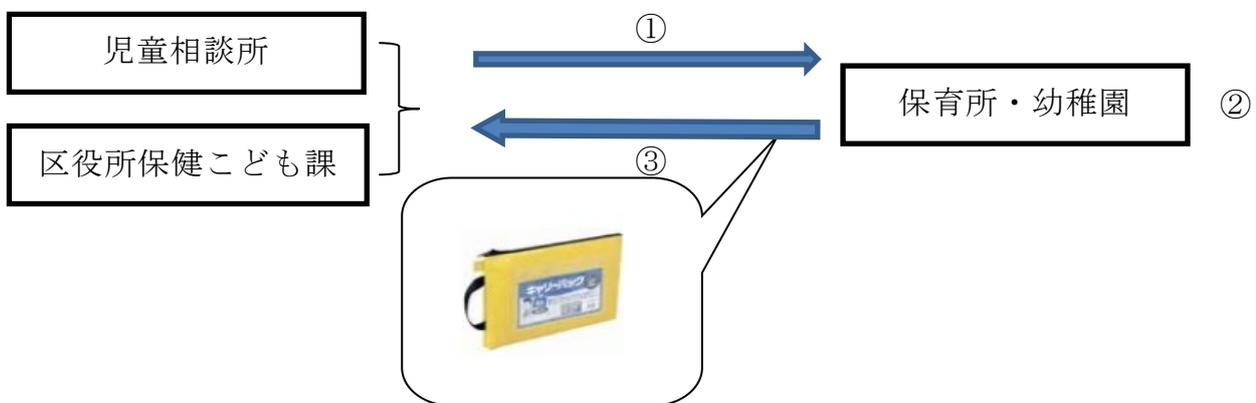
- ① 児童相談所または区役所保健子ども課は学校に対して定期的な情報提供の対象となる児童等の氏名等を提示する。
- ② 学校は「要保護児童情報提供票(様式1)」に必要事項を記載する。
- ③ 学校は1か月に1回、当月の状況を記載した様式1を、翌月の10日までに Cnet の OneDrive 中の学校ごとのフォルダに提出。
 ※総合支援課が区役所保健子ども課に、所管地域の各校のフォルダを開くことができる権限を個別に設定。
- ④ 関係機関で指定フォルダから情報提供票を確認し、情報共有を行う。



【図 2】 II 市立保育所・幼稚園

【提供方法】

- ① 児童相談所または区役所保健子ども課は保育所または幼稚園に対して定期的な情報提供の対象となる幼児等の氏名等を提示する。
- ② 保育所または幼稚園は「要保護児童情報提供票(様式2)」に必要事項を記載する。
- ③ 保育所または幼稚園は1か月に1回、当月の状況を記載した様式2を、翌月の10日までに、児童相談所または区役所保健子ども課に書面で提出する。(提出は直接提出又は鍵付きバックを利用)



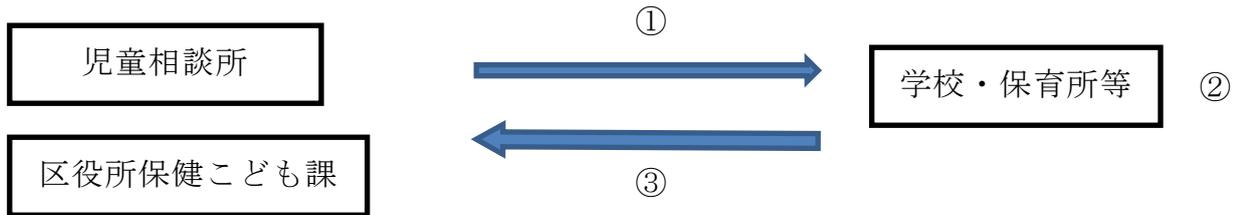
[資料保存先]

Cネット>キャビネット>007 こども局>こども家庭福祉課>要保護児童対策関係
 >01 要保護児童に係る定期的な情報提供について

【図3】 I・II以外の学校・保育所等

【提供方法】

- ① 児童相談所または区役所保健子ども課は学校・保育所等に対して定期的な情報提供の対象となる幼児児童等の氏名等を提示するとともに、「要保護児童情報提供票(様式3)」を提供する。
- ② 学校・保育所等は「要保護児童情報提供票(様式3)」に必要事項を記載する。
- ③ 学校・保育所等は1か月に1回、当月の状況を「要保護児童情報提供票(様式3)」に記入し、パスワード設定を行い、翌月の10日までに、児童相談所または区保健子ども課からの電子メール(空)に返信(提出)する。



[様式1] 秘

総合支援課長 様
 児童相談所長 様

中央 東 西 南 北) 区役所保健こども課長 様
 (小・中) 学校番号 () ()

※報告先機関のにを入れて下さい
 学校) 学校長 _____ (公印省略)

令和 年度 () 年度) () 月 要保護児童情報提供票

No. _____

番 号	本月の欠席日数 (欠席日数/授業日数)	児童生徒氏名	学年 (性別)	今月の欠席の概要 (児童生徒の学校での様子や家庭での様子、家庭からの連絡の有無、欠席理由等) と 学校からの働きかけ	(累積欠席日数)
	(/)		_____ 年 (男 女)		(日)
	(/)		_____ 年 (男 女)		(日)
	(/)		_____ 年 (男 女)		(日)
	(/)		_____ 年 (男 女)		(日)
	(/)		_____ 年 (男 女)		(日)

[様式2] 秘

児童相談所長 様

(中央 東 西 南 北) 区役所保健こども課長 様
(

※報告先機関のにを入れて下さい

保育園・幼稚園) 園長 _____ (公印省略)

令和 年度 (年度) () 月 要保護児童情報提供票

No. _____

番 号	本月の欠席日数 (欠席日数/保育日数)	児童氏名	クラス名 (性別)	今月の欠席の概要 (児童の園での様子や家庭での様子、家庭からの連絡の有無、欠席理由等) と 園からの働きかけ	(累積欠席日数)
	(/)		_____ (男 女)		(日)
	(/)		_____ (男 女)		(日)
	(/)		_____ (男 女)		(日)
	(/)		_____ (男 女)		(日)
	(/)		_____ (男 女)		(日)
	(/)		_____ (男 女)		(日)

[様式3] 秘

児童相談所長 様

(中央 東 西 南 北) 区役所保健こども課長 様
 機関名 (

※報告先機関のにを入れて下さい
 学校・園) 学校長・園長 _____ (公印省略)

令和 年度 (年度) () 月 要保護児童情報提供票

No. _____

番 号	本月の欠席日数 (欠席日数/保育・授業日数)	今月の欠席の概要 (幼児児童生徒の学校・園での様子や家庭での様子、家庭からの連絡の有無、 欠席理由等) と 学校・園からの働きかけ	(累積欠席日数)
	(/)		(日)
	(/)		(日)
	(/)		(日)
	(/)		(日)
	(/)		(日)
	(/)		(日)
	(/)		(日)

熊本市こども家庭センターの設置及び運営に関する要綱

制定 令和6年6月20日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定に基づき、本市に居住する妊産婦及びこども並びにその家庭に対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的な相談支援を行うため、こども家庭センター（以下「センター」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(役割)

第2条 センターは、母子保健と児童福祉の専門性を活かし、本市に居住する妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うとともに、全てのこどもと家庭（妊産婦を含む）に対し虐待の予防的支援から個々に応じた支援まで切れ目なく対応するほか、妊産婦、こどもや保護者の意見を汲み取りつつ、適切な支援が提供されるよう関係機関のコーディネートを行い、地域資源等と有機的につなぐソーシャルワークの中心的役割を担う。

(設置)

第3条 各区役所の保健こども課内にセンターを置く。

(業務)

第4条 センターは、次の各号の業務を行うものとする。

- (1) 母子保健法第22条第1項に定める業務に関する事
- (2) 児童福祉法第10条の2第2項に定める業務に関する事
- (3) 児童福祉法第21条の18第1項及び第2項に定める家庭支援事業の業務に関する事
- (4) 児童福祉法第25条の2第5項に定める要保護児童対策調整機関の業務に関する事

(支援計画の様式等)

第5条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる業務において使用する支援計画に記載すべき事項及びその様式は、別記様式1号（母子保健機能）又は別記様式2号（児

童福祉機能)とする。

- 2 前項の様式については、支援を必要とする者の状況を踏まえて、センター職員がどちらかの様式を選定して使用する。

(職員)

第6条 センターには、本条に定める職員を置く。

- (1) センターにセンター長を置き、母子保健機能及び児童福祉機能の一元的な管理を行うための適切な指揮命令を行う。
- (2) センター長は、保健こども課長の職にある者がその役割を担う。
- (3) センターに統括支援員を置き、センター長の下で、実務面において業務マネジメントを担う。
- (4) 統括支援員並びに母子保健機能及び児童福祉機能に配置する職員の要件は、「こども家庭センターガイドライン」(令和6年3月30日付こ成母発第142号こども家庭庁成育局長並びにこ支虐発第147号こども家庭庁支援局長通知)に準じる。

- 2 センターには、前項のほか必要な職員を置くことができる。

(個人情報の取扱い)

第7条 センターの職員は、相談に関し知り得た情報については、正当な理由がない限り、これを漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、センターの設置及び運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(熊本市子ども家庭総合支援拠点実施要綱の廃止)

- 1 熊本市子ども家庭総合支援拠点実施要綱(令和2年3月25日制定)は、廃止する。

こども・子育てプラン（妊娠期）

（妊婦氏名）

様

妊婦健康管理番号：

作成日： 年（20 年） 月 日 時点

現在の状況 （作成日時点）	妊娠 週 単胎妊娠 ・ 多胎妊娠	お仕事	<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 退職 ） <input type="checkbox"/> なし
出産予定日	年 月 日	里帰出産	<input type="checkbox"/> あり（時期： ） 住所： <input type="checkbox"/> なし
出産予定機関			
妊娠・出産・子育てに関する 今後の予定	※産前休業時期、転出時期等		
気になること 希望すること			
時期	年 月～ 月頃	年 月～ 月頃	年 月～ 月頃
	【初期】妊娠～4か月（～15週）	【中期】5～7か月（～27週）	【後期】8～10か月（～40週）
私がすること			
ご家族がすること			
今後利用する 制度・サービス	<input type="checkbox"/> 妊婦一般健康診査・妊婦歯科健診 <input type="checkbox"/> 妊婦訪問・相談 <input type="checkbox"/> 両親学級等 <input type="checkbox"/> 産前産後ホームヘルプサービス <input type="checkbox"/> 助産制度等 <input type="checkbox"/> その他 （ ）	<input type="checkbox"/> 妊婦一般健康診査・妊婦歯科健診 <input type="checkbox"/> 妊婦訪問・相談 <input type="checkbox"/> 両親学級等 <input type="checkbox"/> 産前産後ホームヘルプサービス <input type="checkbox"/> 助産制度等 <input type="checkbox"/> その他 （ ）	<input type="checkbox"/> 妊婦一般健康診査・妊婦歯科健診 <input type="checkbox"/> 妊婦訪問・相談 <input type="checkbox"/> 両親学級等 <input type="checkbox"/> 産前産後ホームヘルプサービス <input type="checkbox"/> 助産制度等 <input type="checkbox"/> その他 （ ）
関係機関による 支援	<input type="checkbox"/> 電話（ ） <input type="checkbox"/> 面談（ ） <input type="checkbox"/> 訪問（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 電話（ ） <input type="checkbox"/> 面談（ ） <input type="checkbox"/> 訪問（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 電話（ ） <input type="checkbox"/> 面談（ ） <input type="checkbox"/> 訪問（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）

担当： 区こども家庭センター

連絡先： 096 - -

関係機関とプランの内容を共有することについて同意します。
（本人署名） (日付) 年 月 日

こども・子育てプラン（乳幼児・学齢児期）

（保護者氏名）

様

こども健康管理番号：

作成日：

年（20 年） 月 日 時点

（ふりがな） こどもの名前	（ ）	保護者のお仕事	<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 退職） <input type="checkbox"/> なし
		こどもの就園状況	<input type="checkbox"/> あり（通園開始時期 ～） （園名： ）
こどもの生年月日	年 月 日		
子育てに関する今後の予定	※仕事復帰時期、転出時期、入園予定時期等		
気になること 希望すること			
時期	年 月～ 月頃	年 月～ 月頃	年 月～ 月頃
私がすること （保護者・こども）			
ご家族がすること			
今後利用する 制度・サービス	<input type="checkbox"/> 1か月児健康診査、産婦健康診査 <input type="checkbox"/> 乳児産婦訪問・相談 <input type="checkbox"/> 産後ケア事業 <input type="checkbox"/> 産前産後ホームヘルプサービス <input type="checkbox"/> その他 （ ）	<input type="checkbox"/> 3か月児健康診査 <input type="checkbox"/> 予防接種 <input type="checkbox"/> 乳児産婦訪問・相談 <input type="checkbox"/> 産後ケア事業 <input type="checkbox"/> 産前産後ホームヘルプサービス <input type="checkbox"/> その他 （ ）	<input type="checkbox"/> 7か月児健康診査 <input type="checkbox"/> 予防接種 <input type="checkbox"/> 乳児産婦訪問・相談 <input type="checkbox"/> 産後ケア事業 <input type="checkbox"/> 産前産後ホームヘルプサービス <input type="checkbox"/> その他 （ ）
関係機関による支援	<input type="checkbox"/> 電話（ ） <input type="checkbox"/> 面談（ ） <input type="checkbox"/> 訪問（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 電話（ ） <input type="checkbox"/> 面談（ ） <input type="checkbox"/> 訪問（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 電話（ ） <input type="checkbox"/> 面談（ ） <input type="checkbox"/> 訪問（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）

担当： 区こども家庭センター

連絡先： 096- -

関係機関とプランの内容を共有することについて同意します。

（本人署名）

（日付）

年

月

日

こども・子育てプラン（妊娠期）

作成日： 年（20 年） 月 日

- （ ）さんの希望が叶うよう、このプランなどを使いながら、
- （ ）さんやご家族と一緒に考え、お手伝いをします。

お母さんの 名前		赤ちゃんの状況	妊娠 週 単胎妊娠 ・ 多胎妊娠
ご家族の 名前			

	お母さん	ご家族
気になること		
希望すること		
お母さん・ご家族 支援者が一緒に解 決を目指していく こと		

	今すぐ取り組むこと	なりたい将来の姿
目標		
お母さんがするこ と		
ご家族がすること		
支援者がお手伝い できること		

プランの見直し時期： 年 月頃

担当： 区こども家庭センター（ ） 連絡先： 096- -

□切れ目のない支援のため、関係機関とプラン内容を共有することについて同意します。

（本人署名） (日付) 年 月 日

こども・子育てプラン（乳幼児・学齢期）

作成日： 年（20 年） 月 日

（ ）さんのすこやかな育ちをご家族と一緒に私たちもサポートしてきたいと思えます。 そのため、（ ）さんの希望が叶うよう、このプランなどを使いながら（ ）さんやご家族と一緒に考え、お手伝いをします。

こどもの 名前		こどもの状況	歳 月 ()年生
保護者の 名前	父：	母：	その他：

	こども	保護者
気になること		
希望すること		
お母さん・ご家族 支援者が一緒に解 決を目指していく こと		

	今すぐ取り組むこと	なりたい将来の姿
目標		
こどもがすること		
ご家族がすること		
支援者がお手伝い できること		

プランの見直し時期： 年 月頃

担当： 区こども家庭センター（ ）連絡先：096- -

切れ目のない支援のため、関係機関とプラン内容を共有することについて同意します。

(本人署名) (日付) 年 月 日

オレンジリボンを知っていますか？

オレンジリボンは、こども虐待防止のシンボルマークです。

オレンジ色は、里親家庭で育ったこどもたちが、「こどもたちの明るい未来を示す色」として選んだといわれています。オレンジリボンには、こどもの虐待の現状を広く知らせ、こどもの虐待を防止し、全てのこどもたちが幸福になれるようにという気持ちが込められています。

こどもたちの笑顔を守るため、私たちに何ができるか、考えてみませんか。



- ◆熊本市では、毎年 11 月に「オレンジリボンキャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、こども虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、広報・啓発活動に取り組んでいます。皆様もご協力をお願いいたします。

熊本市子ども虐待防止ハンドブック

令和7年4月

熊本市子ども局子ども福祉部

子ども家庭福祉課

熊本市中央区大江5丁目1-1 ウェルパル2階

TEL : 096-366-3030

FAX : 096-351-2183